

# 入札説明書

令和7年度群馬労働局管内15施設における機械警備保安業務委託に係る入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和33年大蔵省令第52号）、その他関係法令及び群馬労働局入札心得（別紙）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 契約担当官等

支出負担行為担当官

群馬労働局総務部長 小原 洋二

## 2 競争入札に付する事項

### (1) 件名

令和7年度群馬労働局管内15施設における機械警備保安業務委託

### (2) 委託内容等

別添『仕様書』による。

### (3) 契約履行期限等

別添『仕様書』による。

### (4) 契約履行場所

別添『仕様書』による。

### (5) 入札方法

最低価格落札方式による。

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

① 入札者は、仕様書等に示す業務に係る経費のほか、契約履行に要する一切の諸経費を含めた入札金額を見積もるものとする。

なお、入札金額の内訳を、『入札書』と併せて提出すること。提出方法は、下記8及び群馬労働局入札心得を参照すること。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (6) 入札保証金及び契約保証金

免除とする。

### (7) その他の事項

本案件は電子調達システムにより執り行う。

但し、特段の事情がある者は、書面（別添『紙入札理由書』参照）を作成し、支出負担行為担当官に申し出た場合に限り、書面による入札書の提出（以下、「紙入札」という。）を行うことができる。

### (8) 入札執行回数

2回を限度とする。

## 3 競争参加資格

(1) 令和04・05・06年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において関東甲信越地域で「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」及び「D」の等級に格付けされている者。

(2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。

(3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でない者。

(4) 会社法その他の法令の規定に違反した営業を行った者ではない者。

(5) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納が無いこと。

①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険 ④国民年金

⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

(6) 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する法定雇用障害者数を雇用している者。

法定雇用障害者数を雇用していない場合は、障害者の雇入れに向けた取組を行っている者。

（常用労働者数が40人未満の事業主には本要件は適用しない）

- (7) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行っている者。（常時雇用する労働者数が101人未満の事業主には本要件は適用しない）
- (8) 過去1年以内に厚生労働省の所管法令の違反により行政処分を受けていない者。
- (9) 労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守している者。

4 入札者の義務等

本入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において支出負担行為担当官から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 担当部局

〒 371-8567 群馬県前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎9階  
 群馬労働局総務部総務課会計第一係 担当：久保  
 TEL：027-896-4732  
 FAX：027-896-2080

6 競争参加資格の確認及び提出物について

本入札に参加を希望する者は、以下に示す場所に指定した書類を期間内に提出し、支出負担行為担当官より競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

令和7年1月21日（火）から令和7年2月14日（金）までの土・日曜、祝日及び公休日を除く 午前8時30分から午後5時15分 まで。  
 但し、令和7年2月14日（金）のみ、正午12時00分 までとする。

(2) 提出場所

上記5に同じ。

(3) 提出書類及び方法

① 電子調達システムによる場合

提出書類	提出方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加申込書</li> <li>・一般競争参加資格審査結果通知書（写し）</li> <li>・保険料納付に係る申立書及び保険料納付状況のわかる書類の写し（直近2年間）</li> <li>・誓約書及びその添付書類</li> <li>・自己申告書</li> <li>・直近の障害者雇用状況報告書。法定雇用障害者数に満たない場合は、雇用に向けた取組を確認できる書類。（常用労働者数が40人未満の事業主を除く）</li> <li>・上記3（7）の一般事業主行動計画策定・変更届の写し（常時雇用する労働者数が101人未満の事業主を除く）</li> </ul>	<p>スキャナ等により電子データ化したものを電子入札システムにより送信すること。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・委任状（電子・紙入札業者共通）</li> <li>※該当者のみ（「入札心得」を参照）</li> </ul>	<p>持参もしくは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。</p>

② 紙入札による場合

提出書類	提出方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加申込書</li> <li>・一般競争参加資格審査結果通知書（写し）</li> <li>・保険料納付に係る申立書及び保険料納付状況のわかる書類の写し（直近2年間）</li> <li>・誓約書及びその添付書類</li> <li>・自己申告書</li> <li>・直近の障害者雇用状況報告書。法定雇用障害者数に満たない場合は、雇用に向けた取組を確認できる書類。（常用労働者数が40人未満の事業主を除く）</li> <li>・上記3（7）の一般事業主行動計画策定・変</li> </ul>	<p>持参もしくは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。          電話、FAX、電報、電子メール及びその他の方法による提出は無効とする。</p>

更届の写し（常時雇用する労働者数が101人未満の事業主を除く） ・紙入札方式による入札参加理由書 ・委任状（電子・紙入札業者共通） ※該当者のみ（「入札心得」を参照）
--

(4) 留意事項

提出する書類は、全ての項目について記載すること。必要事項の記載漏れが認められるものは無効とする。

なお、書類の日付は提出（送信）日を記載すること。

(5) 競争参加資格の確認通知

競争参加資格の有無の確認は、審査資料の提出日をもって行うものとし、その結果は『競争参加資格確認通知書』により、**令和7年2月18日（火）**までに通知する。入札書等はこのときに交付する。

7 入札書等の提出について

以下に示す場所に指定した書類を期限までに提出しなければ、入札は無効とする。

(1) 提出期限

① 電子調達システムによる場合（第1回入札）

**令和7年2月20日（木） 午前 9時50分**

② 紙入札による場合（第1回入札）

**令和7年2月20日（木） 午前10時00分**

③ 電子調達システムによる場合（第1回入札が不落の場合の第2回入札）

**令和7年2月20日（木） 午前10時50分**

④ 紙入札による場合（第1回入札が不落の場合の第2回入札）

**令和7年2月20日（木） 午前11時00分**

(2) 提出場所

① 電子調達システムによる場合

上記5に同じ。

② 紙入札による場合

上記5に同じ。

(3) 提出書類及び方法

① 電子調達システムによる場合

提出書類	提出方法
・入札書 ※ 書面ではなく、電子調達システム上に金額を入力すること。 ・入札金額内訳書	スキャナ等により電子データ化した『入札金額内訳書』を貼付して、電子調達システムにより入札金額を送信すること。

② 紙入札による場合

提出書類	提出方法
・入札書  ・入札金額内訳書	持参により提出することとする。 特段での事情があると認められる場合には、郵送での提出を認める（書留郵便等の配送記録が残るものに限る） 電話、FAX、電報、電子メールおよびその他の方法による提出は無効とする。

(4) 留意事項

提出する書類は、全ての項目について記載すること。必要事項の記載漏れが認められるものは無効とする。

なお、書類の日付は提出（送信）日を記載すること。

## 8 開札日時及び場所

### (1) 開札日時

#### ① 第1回入札

令和7年2月20日(木) 午前10時00分

#### ② 第2回入札

令和7年2月20日(木) 午前11時00分

### (2) 開札場所

〒 371-8567

群馬県前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎7階 大会議室

## 9 入札に関する質問の受付

この入札説明書及び仕様書等に関する質問がある場合は、以下に従い随時受け付けることとする。文章では表現し辛い部分もあるため、入札の前日までには疑義等を全て解消しておくこと。

### (1) 質問方法

原則として書面(任意様式)により行うこととする(電子メール可)。

なお、簡易な質問については、電話によることも可能とする。

### (2) 期限

令和7年2月12日(水) 午前10時00分 までとする。

### (3) 回答

令和7年2月12日(水) 午後5時15分 までに質問に対する回答を行う。

なお、重要な質問については、入札説明書を交付した全ての業者に対して電子メール等により質問内容及び回答を通知する。

### (4) 問い合わせ先

群馬労働局総務部総務課会計第一係 担当：久保

TEL：027-896-4732

## 10 代金の支払いについて

(1) 当方の検査担当職員による検査に合格しなければ、代金は支払わない。

(2) 『請求書』の宛名は「支出官 群馬労働局長」とし、余白に振込先となる金融機関名等を表示すること。

(3) 当方の支払いは、適法な請求書を受領後30日以内に指定された金融機関に振り込むこととする。

(4) 請求書の提出は、契約内容を全て履行した後、遅滞なく行うこと。

## 11 電子調達システムの操作及び障害発生時の問い合わせ先

電子調達システムヘルプデスク

TEL：0570-014-889

FAX：017-731-3178

ホームページアドレス：<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA03/OZA0301>

## 12 各種提出書類の押印省略にかかる留意事項

一般の入札においては、契約書を除くすべての提出書類(契約関係書類)について、押印を不要としているが、担当者等から提出される書類については、事業者として決定した正式な書類であること。なお、押印を省略した書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金の徴取する場合がある。

## 13 その他

(1) 本入札で知り得た事項は守秘義務を厳守とし、情報の漏洩防止対策に万全を期すこと。

(2) 入札者は、入札後、入札説明書等の不明を理由として、異議を申し立てることができない。

(3) 落札結果について、報道機関から照会があった場合、落札業者名及び落札金額を回答する。

(4) 入札参加者は、入札書の提出(GEPSの電子入札機能により入札した場合も含む)をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

(5) 契約締結予定日は令和7年4月1日とする。ただし、契約締結日までに令和7年度の前算(暫定前算を含む。)が成立しなかった場合は、契約締結日は前算が成立した日以降とする。また暫定前算になった場合、全体の契約期間に対する暫定前算の期間分のみの契約とする場合がある。

# 群馬労働局入札心得

## 1 趣旨

群馬労働局の所掌する契約(工事に係るものを除く。)に係る一般競争又は指名競争(以下「競争」という。)を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

## 2 入札説明書等

- (1)入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書(案)、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2)入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3)入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

## 3 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

## 4 入札方式

入札説明書において「電子調達システムにより執り行う」と指定されている入札は、同システムの定めるところによるものとする。

但し、同システムによりがたい者は、書面にて支出負担行為担当官に申し出た場合に限り、紙入札(書面による入札)方式にて入札に参加することができる。

## 5 書類の提出

入札への参加にあたっては、入札説明書等に示す所定の書類(一般競争参加資格審査結果通知書の写し等)を各提出期限までに提出しなければならない。

## 6 入札金額の記載

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7 入札書等の提出

### (1) 電子調達システムの場合

入札説明書に示す提出期限までに、同システムに定める手続きに従い提出すること。通信状況によっては提出期限内に電子調達システムに入札書等が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

入札説明書において「入札内訳書を添付すること」と指定されている入札については、スキャナ等により電子データ化したものを添付すること。

### (2) 紙入札方式の場合

入札説明書に示す提出場所に提出期限内に持参により提出すること。

入札説明書において「入札内訳書を添付すること」と指定されている入札については、必ず入札書に入札内訳書を添付すること。添付されていない場合は無効とする。

入札書及び入札内訳書は封筒に入れ、継ぎ目には封印をし、かつその封皮には宛て名(支出負担行為担当官群馬労働局総務部長 様)及び入札件名を記載すること。

特別の事情があると認められる場合には、郵送による提出を認めるが、可能な限り開札日前日までに提出を完了すること。

## 作成例

表面

支出負担行為担当官群馬労働局総務部長 様

入札件名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

事業所名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

入札書在中

裏面



## 8 入札等に係る委任

(1) 代理人により入札書の提出や開札の立ち合い等を行う場合は、別添「委任状(電子・紙入札業者共通)」(「委任状」という。)のとおり所定の様式を用い、提出をしなければならない。

また、代理人が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかななければならない。

(2) 入札参加資格の有効期限内において、初めて代理人が入札書の提出等を行う場合は、参加する案件の入札説明書に示す参加申込書等提出期限までに、持参もしくは郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により委任状を提出しなければならない。

(3) 委任内容に変更が生じた場合は、速やかに持参もしくは郵便(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により委任状を再度提出しなければならない。

(4) 入札者又はその代理人は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

(5) 復代理人への委任及び個別案件による委任は認めない。

## 9 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は無効とする。

① 競争に参加する資格を有しない者による入札

② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札

③ 電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人による電子入札

④ 金額を訂正した入札

⑤ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

⑥ 入札書に単価、数量及び総価を記載することを求めた場合の入札書に計算間違いがある入札

⑦ 明らかに連合によると認められる入札

⑧ 同一事項の入札について、他人の代理人等を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札

⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果、採用されなかった入札

⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札

⑪ その他、入札に関する条件に違反した入札

⑫ 紙入札方式において必要事項の記入漏れが認められる入札

## 10 入札の延期等

入札参加者が連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者入札に参加させず、又は入札の執行を延期若しくは取り止めることがある。

## 11 開札の方法

① 開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。但し、入札者又は代理人の立ち合いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うこととする。

② 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。

③ 入札者又は代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。

④ 入札者又は代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。

⑤ 入札者又は代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

⑥ 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、当日中に再度の入札を行うものとする。

12 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、電子調達システム上の電子くじにより、落札者を決定するものとする。

13 落札決定の取り消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。

14 契約書の作成及び提出等

(1) 契約書の作成の要否

別添の契約書(案)を基に作成するものとする。

(2) 契約書の提出

落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印(外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。)し、遅滞なく契約担当官等に提出しなければならない。

15 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

契約手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

16 結果(契約状況)の公表

(1) 電子調達システム対応の案件については、入札結果を同システムに定める手続きに従い公表することとし、入札参加者はこれに同意したものとする。

(2) 開札結果については、全応札業者に対して、件名・入札結果・落札業者名・落札金額(税抜き)

応札業者数等を電子メールにて通知することとし、入札参加者はこれに同意したものとする。

(3) 一定の条件を満たす案件については、入札件名、契約業者名及び契約金額(落札金額)等を群馬労働局ホームページ上に公表する。

# 入札参加申込書

下記の案件について、群馬労働局入札心得及びその他入札関係書類を承諾のうえ競争入札に参加したく、申し込み致します。

- 1 件名  
令和7年度群馬労働局管内15施設における機械警備保安業務委託
- 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項について
  - (1) 令和04・05・06年度厚生労働省競争入札参加資格(全省庁統一資格)における等級  
(関東・甲信越地域) 「 役務の提供等 」 ( ) 等級
  - (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。 はい ・ いいえ
  - (3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中ではない。 はい ・ いいえ
  - (4) 会社法その他の法令の規定に違反した営業を行っていない。 はい ・ いいえ
  - (5) 社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、該当する制度の保険料の滞納がない。(直近2年間) はい ・ いいえ
  - (6) 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する法定雇用障害者数を雇用している。不足している場合は、雇入れに向けた取組を行っている。 はい ・ いいえ  
労働者40人未満  
(常用労働者数が40人未満の事業主は、右を○で囲むこと)
  - (7) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行っている。(常時雇用する労働者が101人未満の事業主は、右を○で囲むこと) はい ・ いいえ  
労働者101人未満
  - (8) 過去1年以内に厚生労働省の所管法令の違反により行政処分を受けていない。 はい ・ いいえ
  - (9) 労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守している。 はい ・ いいえ

## 3 入札参加業者情報

1 事業所名	
2 郵便番号・所在地	〒
3 代表者氏名	
4 代表者役職	
5 代表者電話番号	
6 代表者FAX番号	
7 担当者所属名称	
8 担当者名	
9 担当者所属住所等	〒
10 担当者電話番号	
11 担当者FAX番号	
12 担当者メールアドレス	

※ 1から12まで、漏れなく記載すること。

※ 本申込書の提出方法及び添付書類については入札説明書等に示されているとおりにすること。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

群馬労働局総務部長 様

所在地

商号又は名称

代表者又は代理人氏名

# 保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

支出負担行為担当官

群馬労働局総務部長 殿

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

(住 所)

\_\_\_\_\_

(名 称)

\_\_\_\_\_

(代表者又は代理人氏名)

\_\_\_\_\_

労働保険番号…下記に労働保険番号を記載

□	□	-	□	-	□	□	□	□	□	□	□	□	-	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

保険料納付状況のわかる書類の例（直近2年間分）

- ・社会保険料及び労働保険料の領収書の写し
- ・年金事務所長が発行する社会保険料納入証明書（厚生労働省年金局事業管理課長の証明）等

※上記に労働保険番号を記載する場合は、労働保険料納付に係る書類は不要。ただし、社会保険料納付状況のわかる書類は提出すること。

# 誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

## 記

### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和      年      月      日

住所(又は所在地)

社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名が明らかとなる資料を添付すること。

(登記簿のコピー、独自作成の役員名簿など、生年月日があれば尚可)

## 自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 事業の実施に当たっては、各種法令を遵守すること。
- 4 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 5 前記1から4について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者又は代理人氏名

支出負担行為担当官

群馬労働局総務部長 殿

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

群馬労働局総務部長 様

所在地

商号又は名称

代表者又は代理人氏名

# 紙 入 札 理 由 書

下記の入札案件について、電子調達システムを利用しての入札に参加できないので紙入札方式での参加を希望致します。

## 1 入札件名

令和7年度群馬労働局管内15施設における機械警備保安業務委託

## 2 電子調達システムでの参加ができない理由

---

---

---

---

---

---

---

入札日時 第1回  
令和7年2月20日(木)  
午前10時00分

## 入札書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
群馬労働局総務部長 様

(入札者) 所在地

商号又は名称

代表者又は代理人氏名

群馬労働局入札心得及びその他入札関係書類を承諾のうえ、次のとおり入札します。

1 入札件名 令和7年度群馬労働局管内15施設における機械警備保安業務委託

2 入札金額 金 総額 円

※ 詳細については、入札金額内訳書のとおり。

※ 上記の金額には、消費税及び地方消費税は含まない。

同額の場合に用いますので、任意の3桁の番号を記載してください（紙入札者のみ）

--	--	--

(注意事項)

- 金額は円単位とアラビア数字をもって記載すること。
- 納入場所は支出負担行為担当官群馬労働局総務部長の指定する場所
- 入札書は漏れなく記載すること。

入札日時 第2回  
令和7年2月20日(木)  
午前11時00分

## 入札書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
群馬労働局総務部長 様

(入札者) 所在地

商号又は名称

代表者又は代理人氏名

群馬労働局入札心得及びその他入札関係書類を承諾のうえ、次のとおり入札します。

1 入札件名 令和7年度群馬労働局管内15施設における機械警備保安業務委託

2 入札金額 金 総額 円

※ 詳細については、入札金額内訳書のとおり。

※ 上記の金額には、消費税及び地方消費税は含まない。

(注意事項)

- 金額は円単位とアラビア数字をもって記載すること。
- 納入場所は支出負担行為担当官群馬労働局総務部長の指定する場所
- 入札書は漏れなく記載すること。

# 委任状

受任者

所在地  
商号又は名称  
受任者氏名

受任者使用印鑑

私は上記の者を代理人と定め、令和7年度群馬労働局管内15施設における機械警備保安業務委託の入札案件について、下記事項の権限を委任します。

## 委任事項

- 入札書の作成、入札金額の見積および入札書の提出に関すること
- 入札参加申込ほか入札に係る諸願届出に関すること
- 見積書の作成・提出に関すること
- ※ 以下の項目のチェックについては、事前に当局担当者に確認のうえ、行うこと。
- 契約締結に関する事項について
- 契約代金の請求及び領収に関する事項について
- 保証金及び保証物の納付・還付・請求及び領収について

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
群馬労働局総務部長 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

# 入札関係書類受領書

下記入札案件について、入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした際は、本受領書の太枠内を記載の上、必ず以下の宛て先へ電子メール等により提出してください。

なお、記載いただいた内容は、本入札において急な仕様の変更等を業者さまへ連絡する場  
合にのみ使用するものです。

このため、入札関係書類をダウンロードされた際は漏れなくご提出されますようご協力をお  
願いします。

## 【宛て先】

群馬労働局 総務部 総務課  
会計第一係 久保 宛て

〒371-8567  
前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎9階  
TEL: 027-896-4732  
E-mail: kubo-taiki.ow2@mhlw.go.jp

1. 入札案件名	令和7年度群馬労働局管内15施設における機械警備保安業務委託
2. 受領日 (ダウンロード日)	令和 年 月 日
3. 事業所名	
4. 事業所所在地	
5. 担当者氏名 (ふりがな)	
6. 担当者連絡先	
7. 担当者メールアドレス	
8. (予定) 入札参加方式 ※いずれかに☑	<input type="checkbox"/> 電子調達システム <input checked="" type="checkbox"/> 紙入札

# 仕 様 書

## 1. 件名

令和7年度群馬労働局管内15施設における機械警備保安業務委託

## 2. 目的

警備業法等の関係法令に基づき、警備対象の施設並びに施設内にある動産等の財産に係る安全確保措置として、無人時における盗難、火災等による情報の漏洩、滅失及び毀損の予防並びに早期発見による被害拡大防止をするとともに、侵入者等による違法・不法な行為を排除し、異常事態発生時に必要な措置を講ずるための機械警備業務体制を構築することを目的とする。

## 3. 警備対象施設

- (1) 別添『警備対象一覧』のとおりとする。
- (2) 警備対象施設の見取り図は別添のとおりとするが、入札前に現地確認をする場合は、各施設の担当者（『警備対象一覧』参照）と協議のうえ、令和7年2月12日までにを行うこと。
- (3) 警備対象施設の現在の警備機器設置図面は、防犯の観点から書面での提供はしないが、群馬労働局総務部総務課において閲覧することは可とする。

## 4. 契約期間

令和7年4月1日0時から令和8年3月31日24時まで

## 5. 機械警備業務にかかる仕様

### (1) 機械警備業務の内容

- ① 侵入者、不法行為者の早期発見と措置
- ② 警備対象における異常発見、通報及び緊急措置
- ③ 火災の早期発見と措置
- ④ 盗難の早期発見と措置
- ⑤ 警報機器類の正常作動確認、監視及び異常発生時の措置
- ⑥ 警備業務用機械装置の点検操作
- ⑦ その他不測事態の防止

### (2) 警備方法

上記(1)を行うために必要な異常感知装置、自動通報装置等の警備業務用機械装置及び受託者の警備員による対応を組み合わせた警備活動によって行う。

### (3) 警備実施要領

- ① 警備業務用機械装置を利用して、受託者の基地局及び待機所（以下、「基地局等」という）において警備対象施設への不法侵入、火災等の異常事態の発生について遠隔監

視を行う。

- ② 警備対象施設の最終退庁者は、警備対象の防火、防犯その他の事故防止上必要な措置を行った後、施錠確認を行い、警備業務用機械装置の稼働状態を確認して退庁する。これにより、警備対象施設の機械警備を開始する。
- ③ 警備実施時間中における、警備対象施設への職員の臨時入庁は、機械警備システムを解除して入庁することとし、解除操作後、再セットまでの間については受託者に責任は発生しないものとする。
- ④ 警備対象施設の最初の入庁者は、機械警備システムを解除して入庁する。これにより、警備対象の機械警備を中断する。
- ⑤ 上記にかかわらず、火災監視については24時間体制の警備とする。

#### (4) 異常事態への対応

- ① 警備対象施設に異常事態が発生した場合、警備業務用機械装置は的確かつ迅速に基地局等に通報する。
- ② 基地局等では、警報受信機を常時監視し、警備対象施設に異常が発生したことを感知したときは、その異常の状況を的確かつ迅速に判断し、警備対処の安全を維持するための最良の措置を実施する。受託者の巡回警備員の出動が必要と判断した場合は、現場へ25分以内に急行させるとともに、必要事項を指示するものとする。
- ③ 基地局等での異常事態の確認の結果、必要と認めたときは、あらかじめ委託者が指定した緊急連絡先（群馬労働局総務課及び警備対象施設担当者）へ電話にて連絡するとともに、必要に応じて所轄の警察署、消防署、ガス会社及び電力会社等の必要な機関へ通報する。
- ④ 受託者の警備員は、基地局等と連携を密にし、基地局等の指示に基づき警備対象施設の異常事態に的確に対処し、警備目的を達成する。
- ⑤ 警備対象施設に到着した受託者の警備員は、異常事態確認後、その拡大防止について措置を講じ、基地局等にその状況を報告する。
- ⑥ 異常事態への対応結果の詳細については、書面により委託者へ報告する。

#### (5) 責任者

受託者は、業務の着手に先立って、警備対象施設ごとに、責任者（他の従事者の指揮監督、委託者及び警備対象施設担当者との連絡調整の任務に当たる者）を選出し、委託者及び警備対象施設担当者に書面にて届け出るものとする。

また、責任者に変更が生じた場合には、遅滞なくその旨を書面にて委託者及び警備対象施設担当者に届け出るものとする。

#### (6) 機械警備業務報告

受託者は、1か月の機械警備業務の結果を、警備記録が確認できる報告書（様式は任意とするが、日々の施錠時間、解除時間、施錠及び解除に用いた警備業務用機械装置のカードキー等の番号が確認できるもの）として作成し、翌月10日までに各警備対象施設の担当者に提出する。

#### (7) 門扉及び庁舎の鍵の保管

警備上必要な施設用の鍵及び警備業務用機械装置のカードキー等は、相互に預託する

ものとし、授受は受渡状況を把握するための書面（受託者にて作成）に基づき、その所在を確認できるようにするとともに、厳重に取り扱い保管するものとする。

また、鍵を紛失又は毀損した場合は、直ちに双方協議のうえ、その損害賠償の責を負うものとし、鍵が不要になった場合は直ちに受託者へ返納する。

#### (8) 警備業務用機械装置の説明

受託者は、警備開始にあたり、委託者及び警備対象施設担当者に対して、事前に警備業務用機械装置に関する取り扱い方法を書面にて提出し、十分な説明を行うこと。

### 6. 警備業務用機械装置の仕様

機械警備業務で使用する警備業務用機械装置は、原則として現在設置してある警備業務用機械装置又は当該機械装置と同等以上の性能を有するものとし、以下の性能を満たす機械装置とすること。ただし、令和7年4月1日時点で使用期間が7年を超える機器を設置する場合は、令和7年4月末日までに当該機器を新品に入れ換えること。

(1) 警備対象に対し警備業務用に設置された警備業務用機械装置は、発生した異常事態を受託者の基地局等に自動的に通報する機能を有するものとする。

(2) 警備業務用機械装置は、異常事態の発生についての確かつ迅速に基地局等に通報する手段として、発生した異常事態を人体温度等及び窓・扉開放等により感知する機能を有するものとする。

(3) 委託者による警備業務用機械装置の操作運用においては、複製が困難である技術が施された専用キー（カードキー等）を利用するものとする。また、専用キーの紛失、盗難に備え、専用キー各々を使用不能とすることが可能なものとする。

なお、専用キーの配付枚数については合計で103枚とし、施設ごとの配付枚数については、別添「専用キー配付数量一覧」のとおりとする。

受託者は、専用キーの利用者名を各警備対象施設に確認のうえ登録し、利用者名簿を令和7年4月末日までに群馬労働局総務部総務課会計第一係あて提出すること。

(4) 警備業務用機械装置は、建物への不法侵入に対し感知できるよう、体系的に配備することとする。その際、以下の点について留意すること。

① 外部からの侵入口となり得る主な箇所（出入り口や窓の他、書庫の屋外と接している出入り口や窓といった通常は開閉されない箇所も含む。）に、開放の際に警報が発するマグネット式センサー、人体温度を感知するセンサー等の装置を取り付けること。  
なお、書庫の屋外と接している出入り口や窓といった通常は開閉されない箇所や開閉できないFIX窓等については、侵入のために破壊され侵入があった場合に警報が発するセンサー等の装置も併設すること。

② その他の場所については、マグネット式センサー、人体温度を感知するセンサー等を各施設の状況に応じて効果的かつ効率的に取り付けることとし、ラック等障害物によってセンサーが遮断される等、無警備地域が無いようにすること。

(5) 火災感知器を利用した警備体制を構築すること。

(6) 自動通報装置は、短時間の停電時において間断なく警備が継続できるようバックアップ機能を有するものとする。

また、計画的な不法行為や犯罪行為を防止するため、警報装置が接続されている電話回線が使用中であり、外部からの通話を受信している状態であっても、これらの通話を強制的に遮断し、警報信号を優先して基地局等に送信することができる機能を有するものとする。

- (7) 警備業務用機械装置の設置工事にあたり、委託者及び警備対象施設の担当者と連絡を密にし、日程調整を行い、業務に支障が生じないように配慮すること。
- (8) 警備使用回線は、警備対象施設の固定電話回線を使用するものとする。ただし、旧沼田公共職業安定所については、固定電話回線を使用しない方式で機械装置を設置することとし、通信料等は受託者の負担とする。
- (9) 既設の警備業務用機械装置については、令和7年4月1日以降に当方の指示に基づき、令和7年度の警備受託業者が撤去工事を行うため、新たな警備業務用機械装置が設置され、稼働するまでは、令和6年度の警備受託業者が巡回警備員を配置し、各警備対象施設の警備を行うこととする。

#### 7. 警備業務用機械装置の撤去

- (1) 本委託契約は令和8年3月31日までとなるので、契約期間が満了した後は、委託者と協議の上、遅滞なく警備業務用機械装置の撤去を行うこと。  
撤去に際しては、来庁者、職員及び関係者の安全を確実に確保した上で行う点に留意し、万が一事故等が発生した場合には、委託者及び担当者に連絡の上、その指示に従うものとする。
- (2) 警備業務用機械装置の撤去日については、委託者と協議の上決定すること。
- (3) 警備業務用機械装置の撤去後は、機械装置を設置する際に空けた穴等を埋め、各官署の原状回復を行うこと。
- (4) 契約期間中に官署の一部の契約解除に伴い機器撤去費用が発生した場合、差額分等について別途協議のうえ申し受けるものとする。

#### 8. 秘密の保持

本業務に携わる者は、業務を遂行する上で知り得た個人情報を含む各種情報について、これを本業務以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。  
また、本業務が終了した場合も同様とする。

#### 9. 警備業法に基づく書面交付

受託者は、警備業法第19条及び内閣府令に基づき、契約締結前及び契約締結時に書面を受託者に交付すること。

#### 10. 再委託について

本業務の全てを第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。また、本業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。

本業務の一部を再委託する場合には、再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。なお、再委託先を変更する場合についても同様の取扱いによるものとする。

本業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該再受託者の行為について、すべての責任を負わなければならない。

本業務の一部を再委託するときは、本業務の契約を遵守するために必要な事項について本業務の契約書を準用して、再受託者と約定しなければならない。

再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、履行体制図を提出しなければならない。

#### 1 1. その他

契約履行期限等に係る問題が生じた場合は、下記担当者に当該問題の内容について報告すること。

**【入札・契約担当部局】**

群馬労働局総務部総務課 会計第一係 久保

群馬県前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎9階

TEL：027-896-4732

## 警備対象一覧

施設名	所在地	電話番号	担当者 ※1
前橋労働基準監督署伊勢崎分庁舎	伊勢崎市下植木町517	0270-25-3363	第二方面主任監督官
太田労働基準監督署	太田市飯塚町104-1	0276-45-9921	副署長
沼田労働基準監督署	沼田市薄根町4468-4	0278-23-0323	監督・安衛課長
藤岡労働基準監督署	藤岡市下栗須124-10	0274-22-1418	監督・安衛課長
中之条労働基準監督署	吾妻郡中之条町大字中之条町664-1	0279-75-3034	監督・安衛課長
高崎公共職業安定所	高崎市北双葉町5-17	027-327-8609	庶務課長
高崎公共職業安定所安中出張所	安中市安中1-1-26	027-382-8609	統括職業指導官
桐生公共職業安定所	桐生市錦町2-11-14	0277-22-8609	管理課長
太田公共職業安定所 (隣接する外部事務室を含む)	太田市飯田町893	0276-46-8609	管理課長
館林公共職業安定所	館林市大街道1-3-37	0276-75-8609	管理課長
旧沼田公共職業安定所	沼田市薄根町3167-4 ※2	0278-22-8609	管理課長
富岡公共職業安定所	富岡市富岡1414-14	0274-62-8609	管理課長
藤岡公共職業安定所	藤岡市上大塚368-1	0274-22-8609	管理課長
渋川公共職業安定所	渋川市渋川1696-15	0279-22-2636	管理課長
渋川公共職業安定所中之条出張所	吾妻郡中之条町大字西中之条207	0279-75-2227	統括職業指導官

※1 担当者は、人事異動等により事前通知なしに交替することがあるので留意すること。

※2 旧沼田公共職業安定所に係る警備業務結果の報告書等については、現沼田公共職業安定所(沼田市中之町888番地 テラス沼田5階)に提出すること。

※3 外部事務室の増減や庁舎の改装によって、契約期間中に警備対象施設数や機器配置が変更となる場合がある。

## 専用キ一配付数量一覽

施設名	配付枚数
前橋労働基準監督署伊勢崎分庁舎	10
太田労働基準監督署	8
沼田労働基準監督署	6
藤岡労働基準監督署	5
中之条労働基準監督署	5
高崎公共職業安定所	8
高崎公共職業安定所安中出張所	5
桐生公共職業安定所	7
太田公共職業安定所	10
館林公共職業安定所	7
旧沼田公共職業安定所	6
富岡公共職業安定所	8
藤岡公共職業安定所	7
渋川公共職業安定所	6
渋川公共職業安定所中之条出張所	5
合 計	103

# 各施設見取り図一覧 (群馬労働局管内 15 施設)

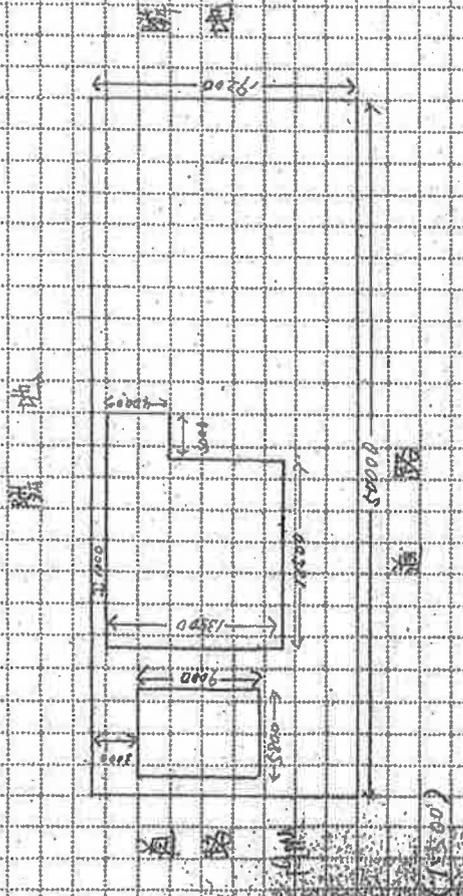
(令和 7 年度機械警備対象)

群馬労働局

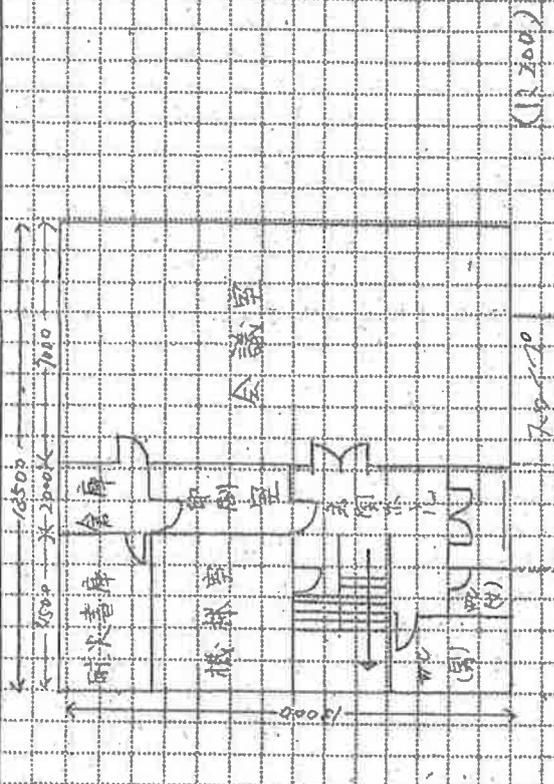
(注) 現在の警備機器設置図面については、セキュリティの観点から、群馬労働局総務課にて資料閲覧のみ可能とする。

⑥ 配置図

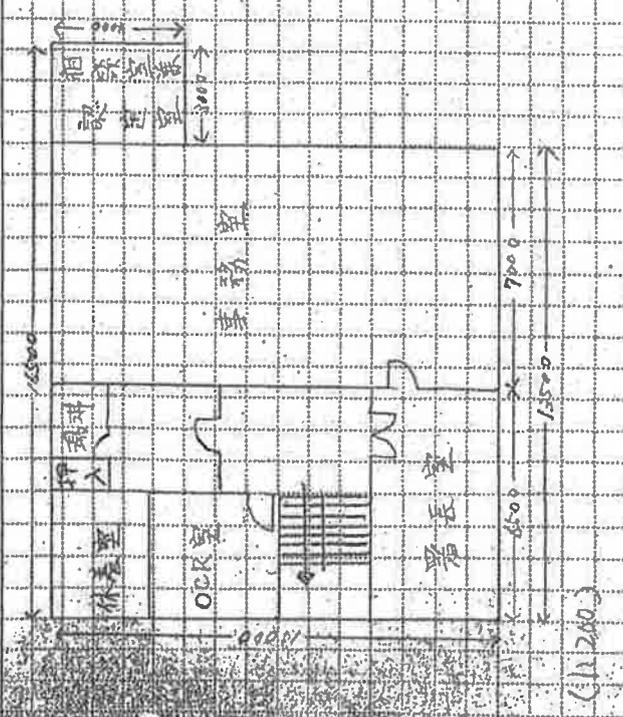
イ 敷地 (境界を明確にし庁舎施設の配置、使用区分を明記する。)



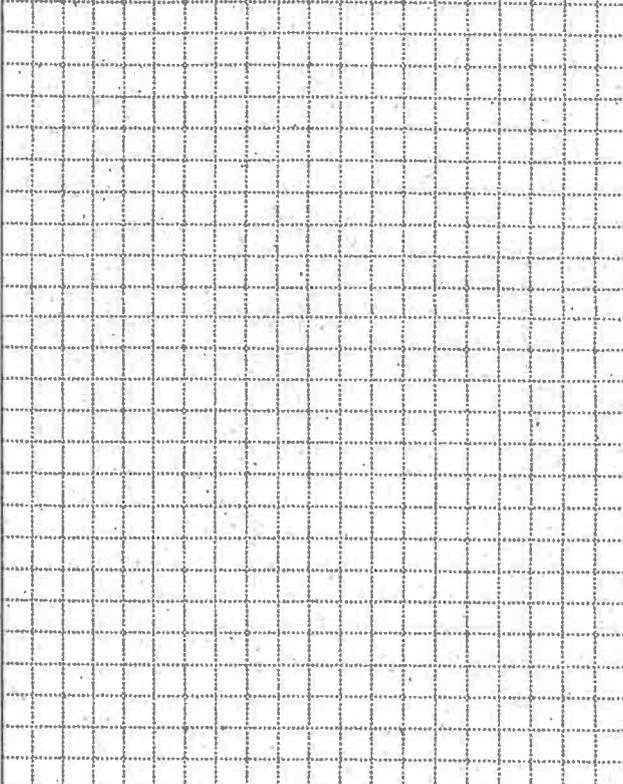
ロ 庁舎平面図 (階)



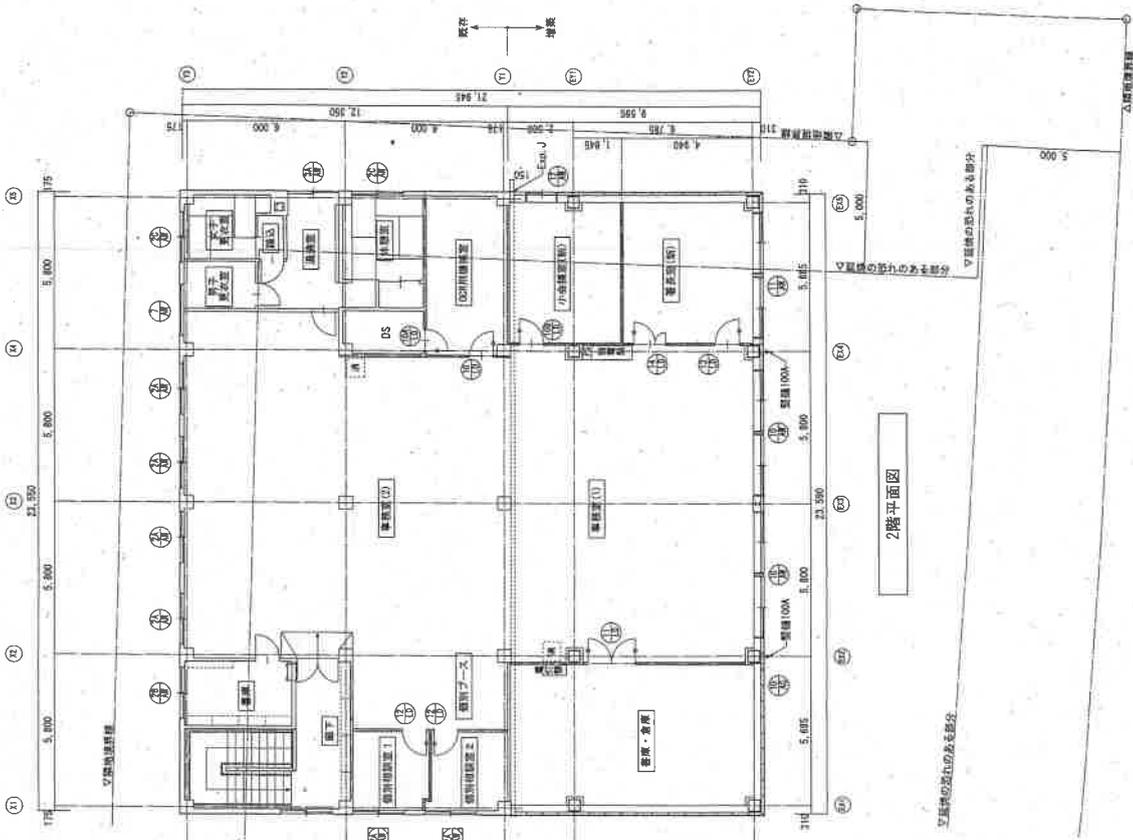
ハ 庁舎平面図 (階)



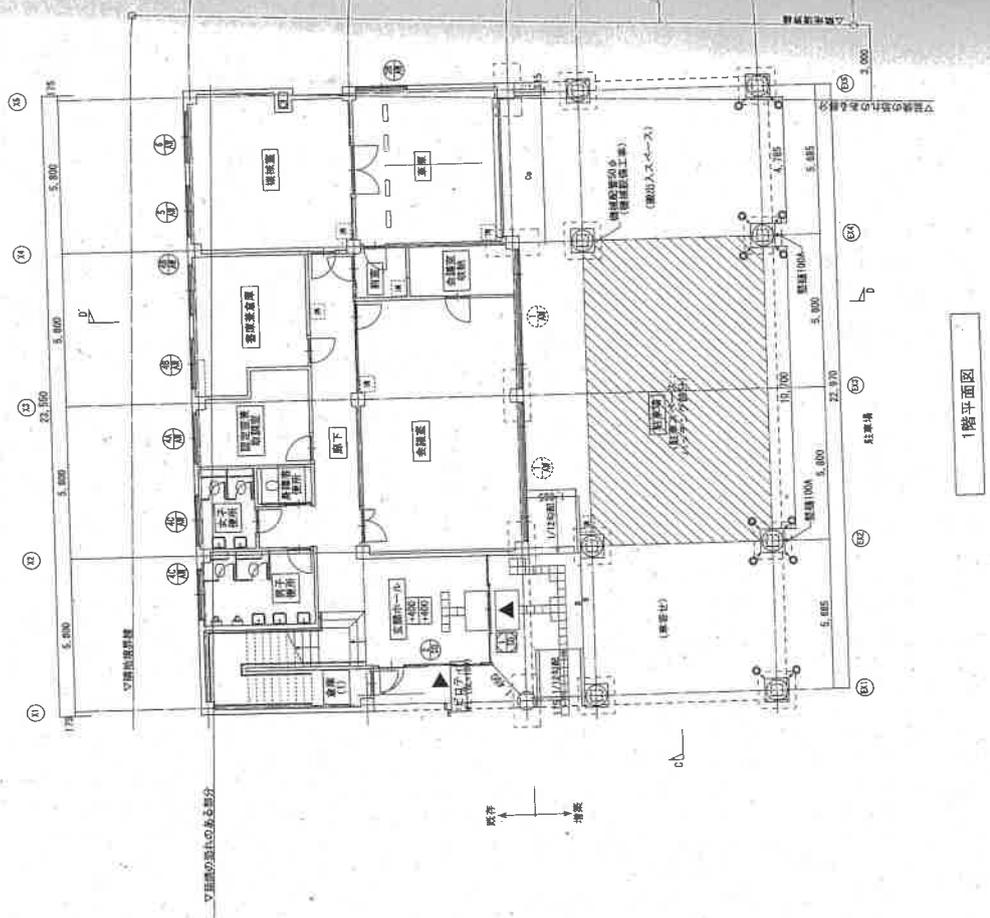
ニ 庁舎平面図 (階)



太田監督署



2階平面図



1階平面図

○ : コーナーガード新設位置を示す

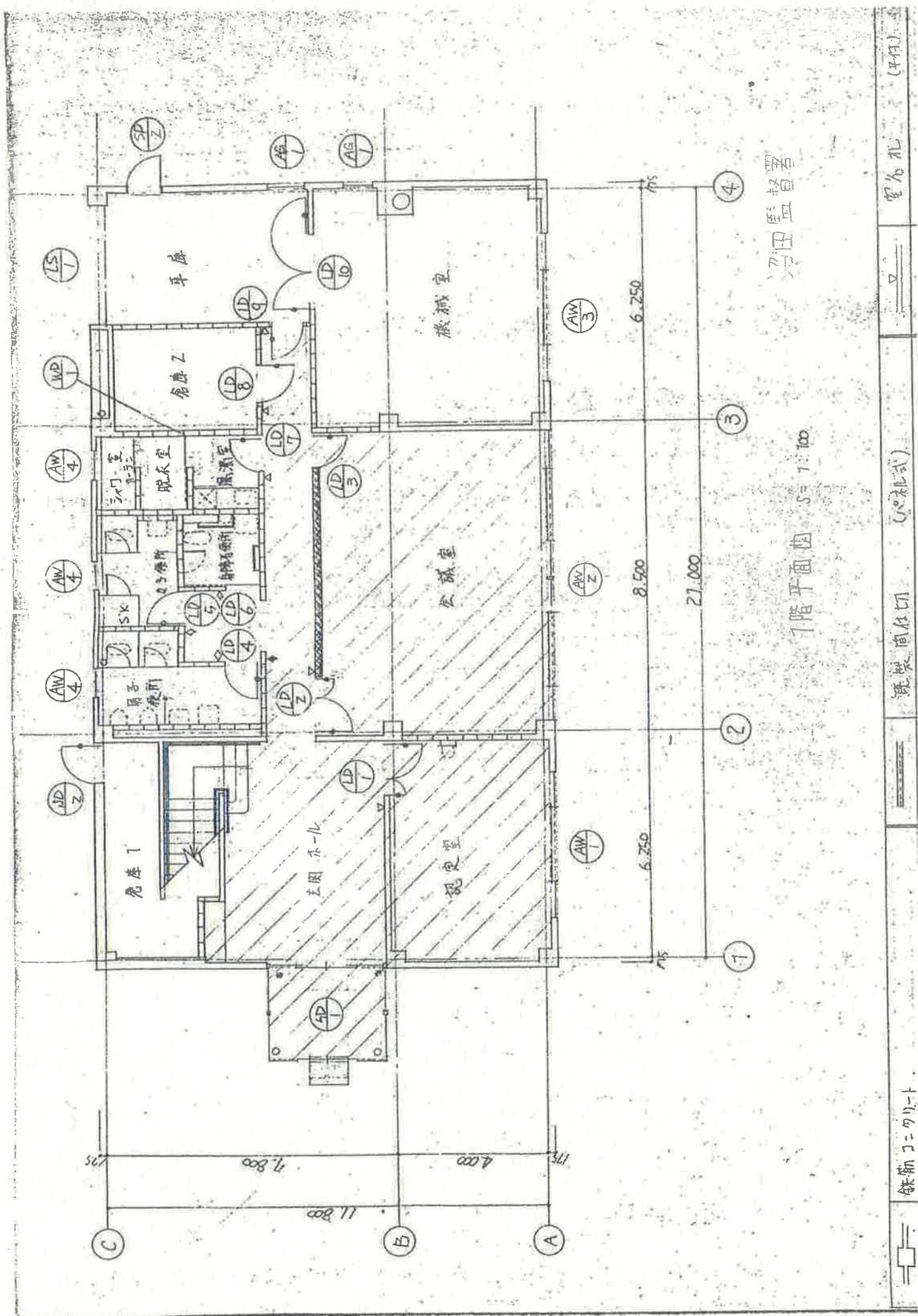
□ : 消火器 (別添工事)

— : 遮音壁 (スラブ下まで)

⊕ : 柱基礎

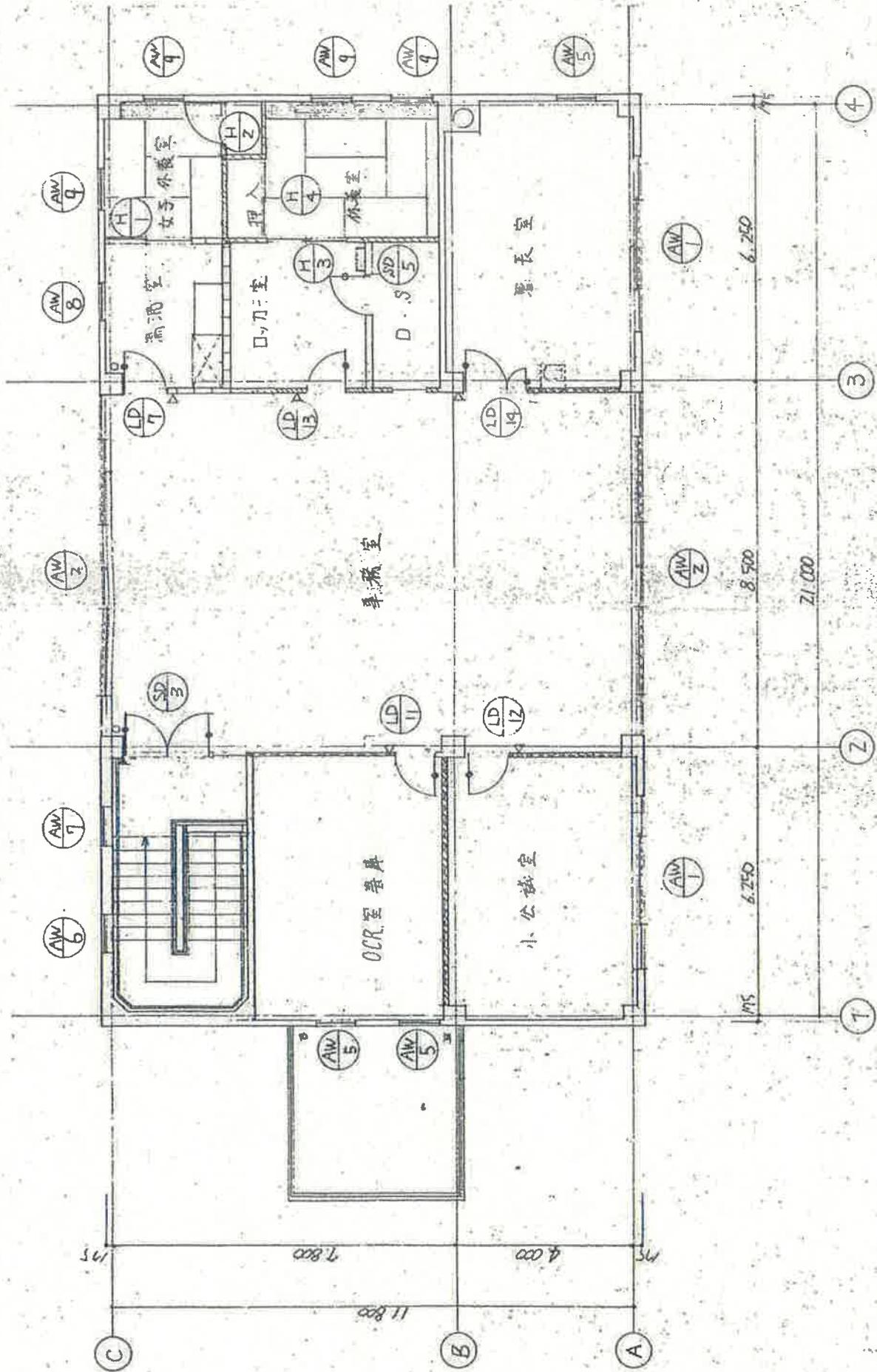
⊙ : 基礎

⊚ : 基礎



1階平面図 S=1:100

沼田監智署



沼田監査署

2階平面図 5 = 1:100

Grid lines: A, B, C (vertical); 1, 2, 3, 4 (horizontal)

Dimensions: 11,800 (total width), 7,800 (width between A and B), 4,000 (width between B and C), 6,250 (width between 1 and 2), 8,500 (width between 2 and 3), 6,250 (width between 3 and 4), 21,000 (total length), 175 (offset from wall to grid line).

事務室

OCR室 書庫

小会議室

警長室

高窓室

押入

検査室

D.S.

女子外務室

SD 3

LP 7

AW 6

AW 7

AW 5

AW 5

AW 8

AW 9

H 2

H 4

H 3

LP 3

LP 11

LP 12

AW 1

AW 2

AW 1

AW 5

AW 9

AW 9

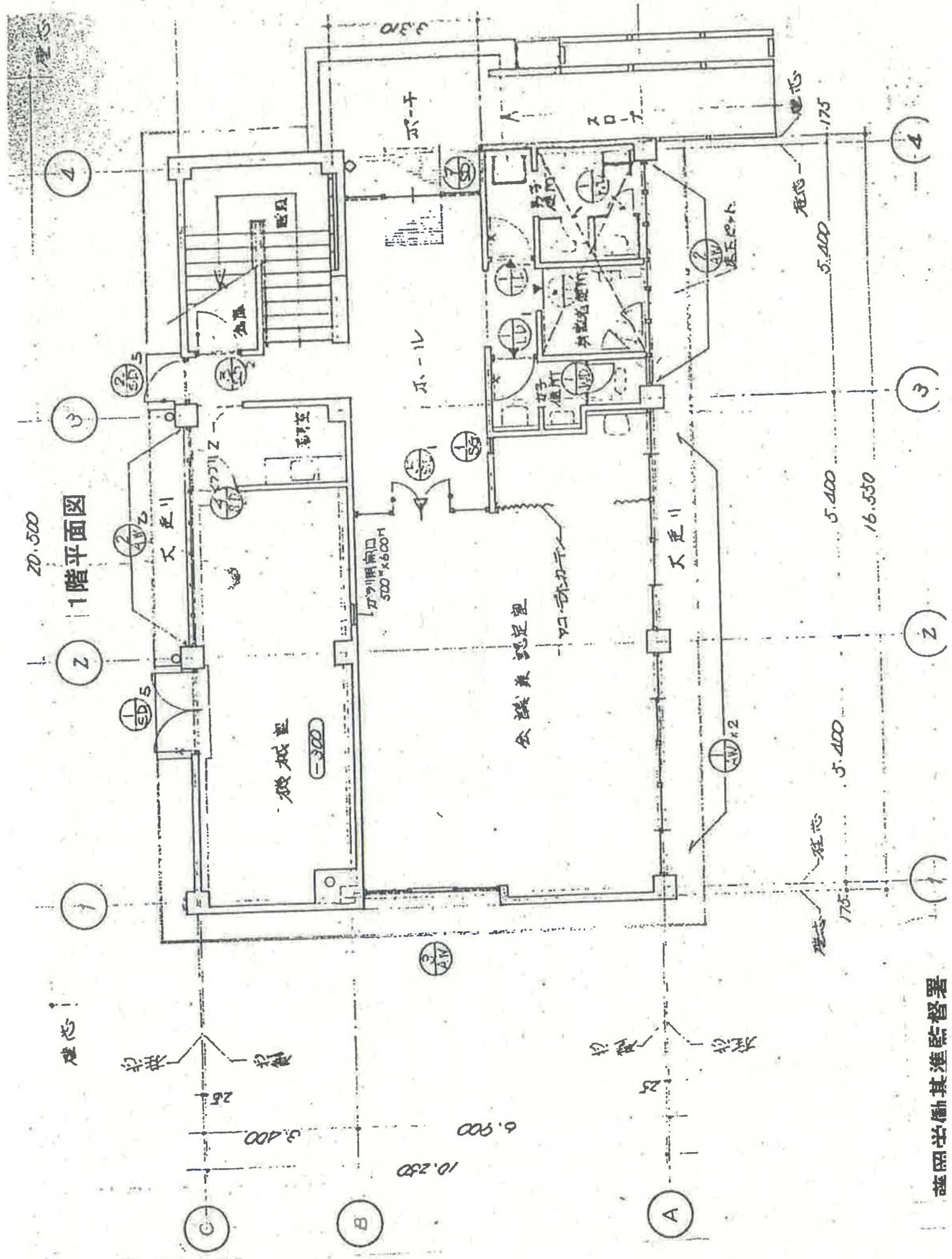
AW 9

AW 9

AW 5

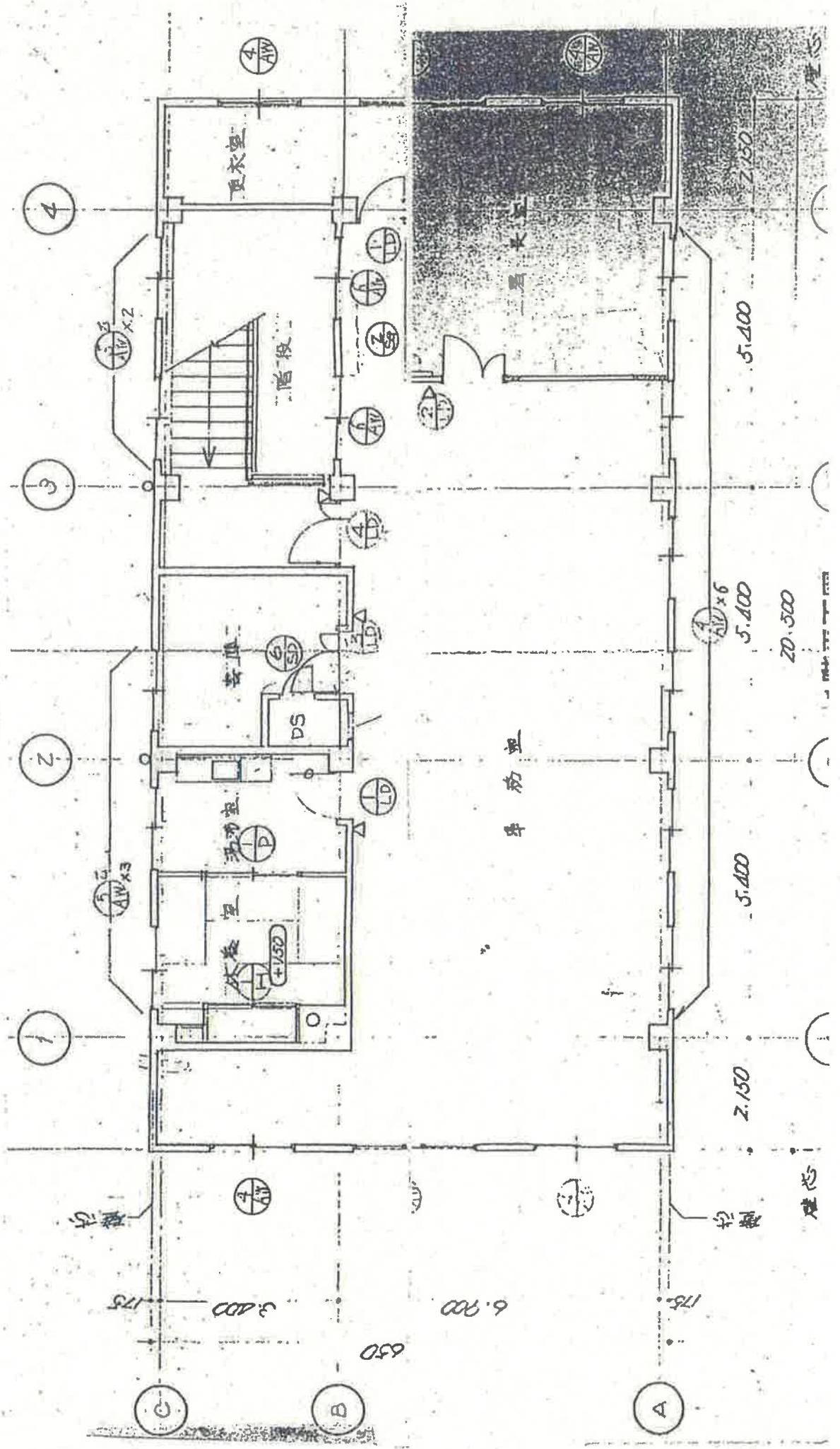
20.500

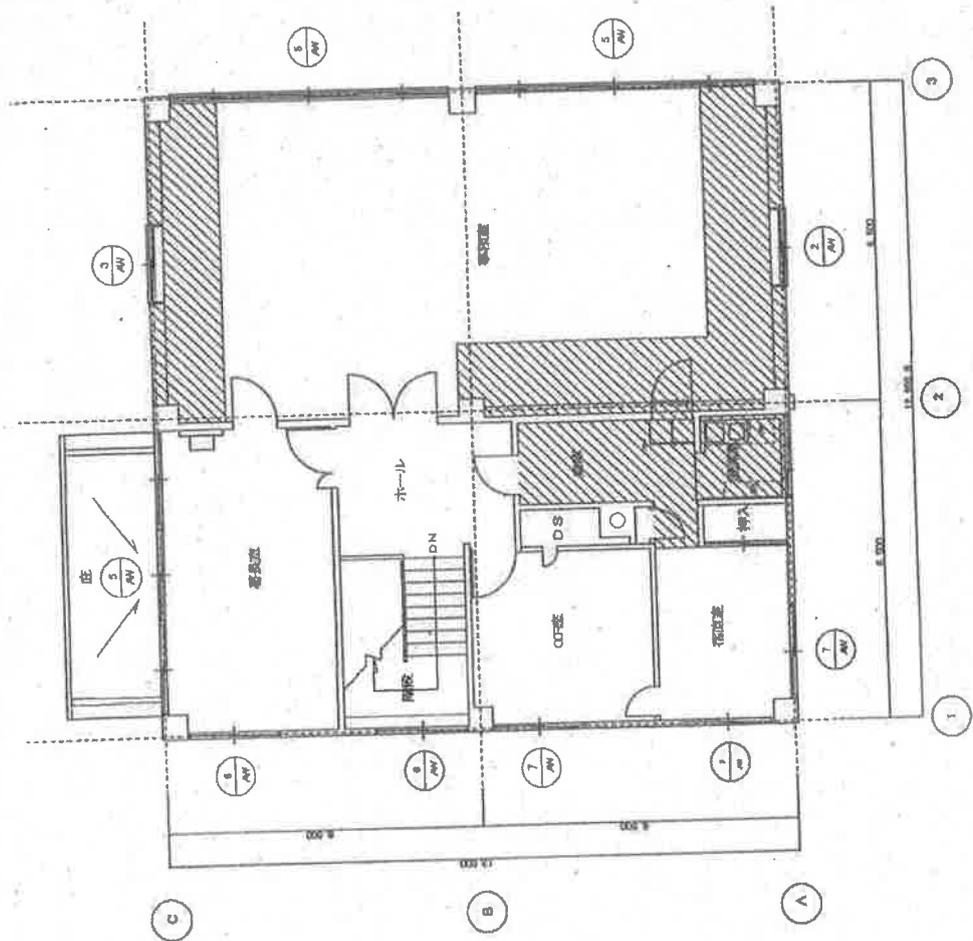
# 1階平面図



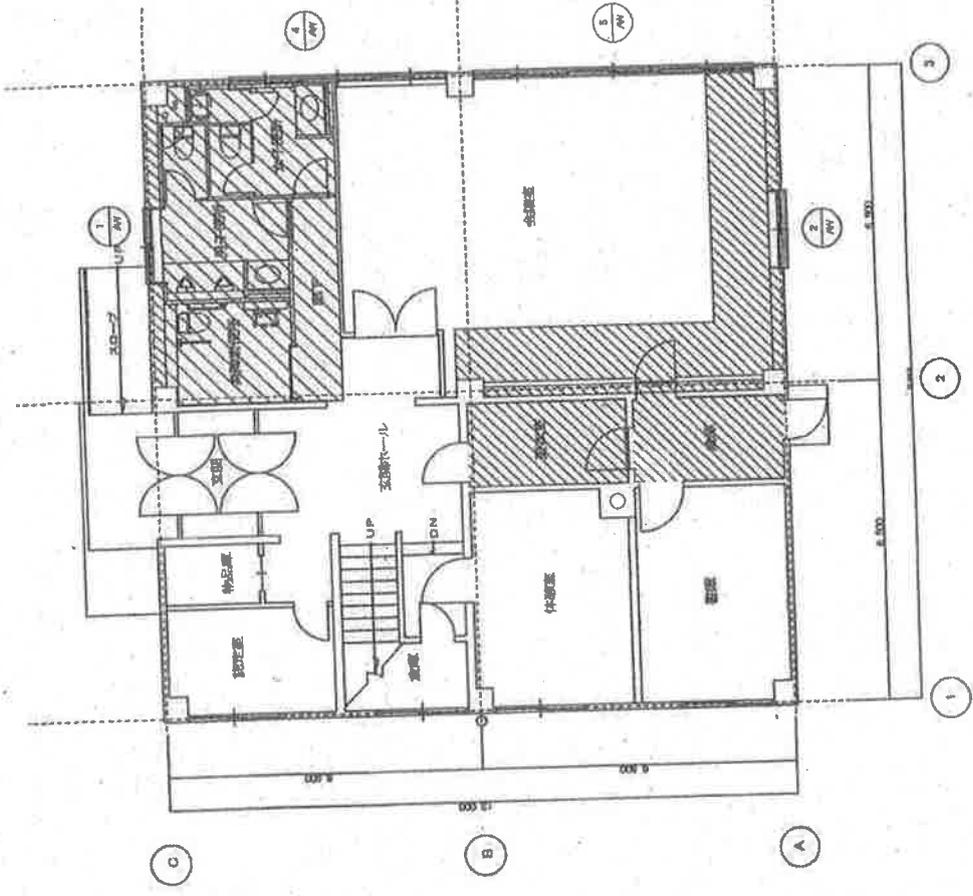
藤岡監留署

2階平面図





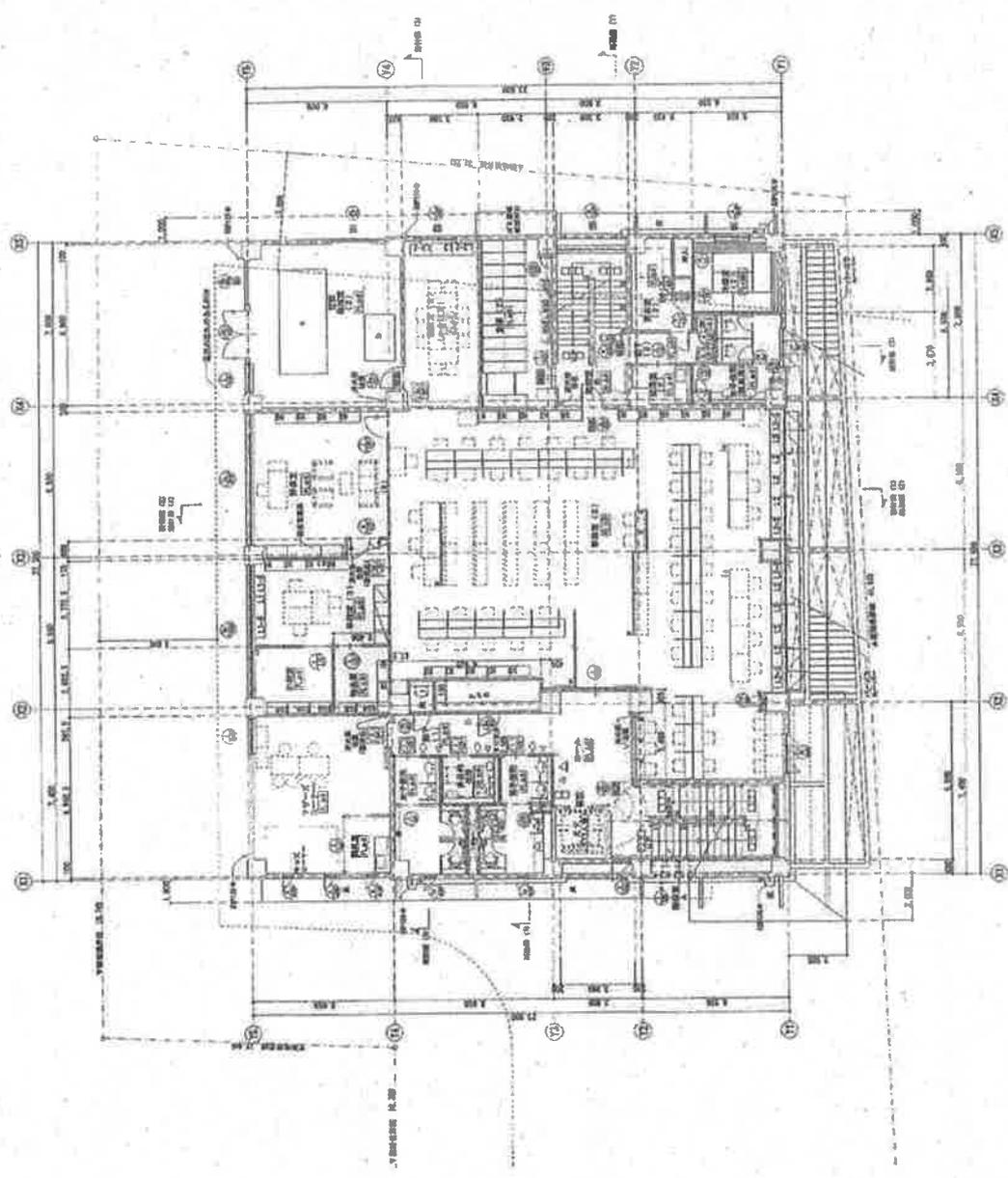
2階平面図 S = 1 : 100



1階平面図 S = 1 : 100

口番名	中之島外務省建設事務所	引号	03	図号	A-003
所在	兵庫県神戸市中央区	建物の名称	平面図	縮尺	1/100
用途	庁舎	調査年月日	平成24年 3月26日	調査者	国土交通技官
延床面積	169m <sup>2</sup>	調査員	338m <sup>2</sup>	調査員	氏名
備考	概略設計書 2階	調査員		調査員	村上 隆



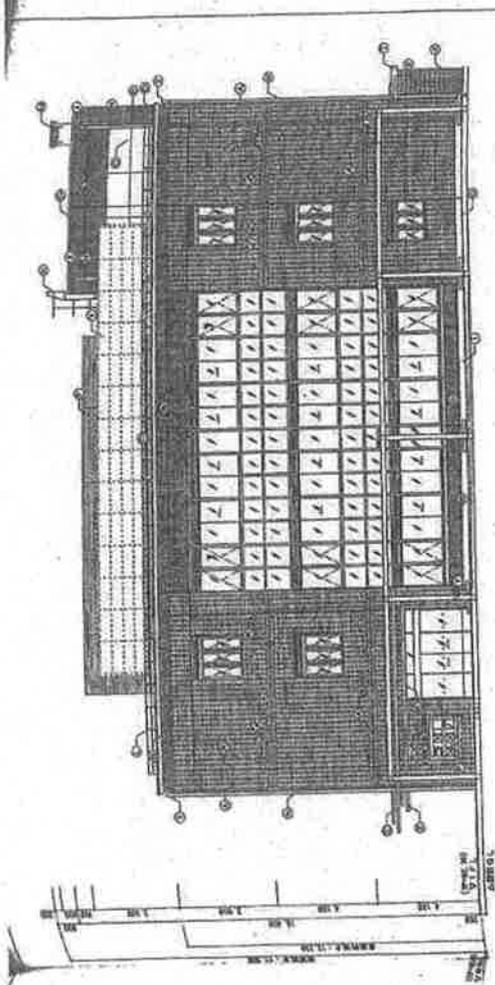


1. 比例尺 1/100  
 2. 繪圖日期 1979.11.15  
 3. 繪圖地點 臺灣省高雄縣橋頭鄉

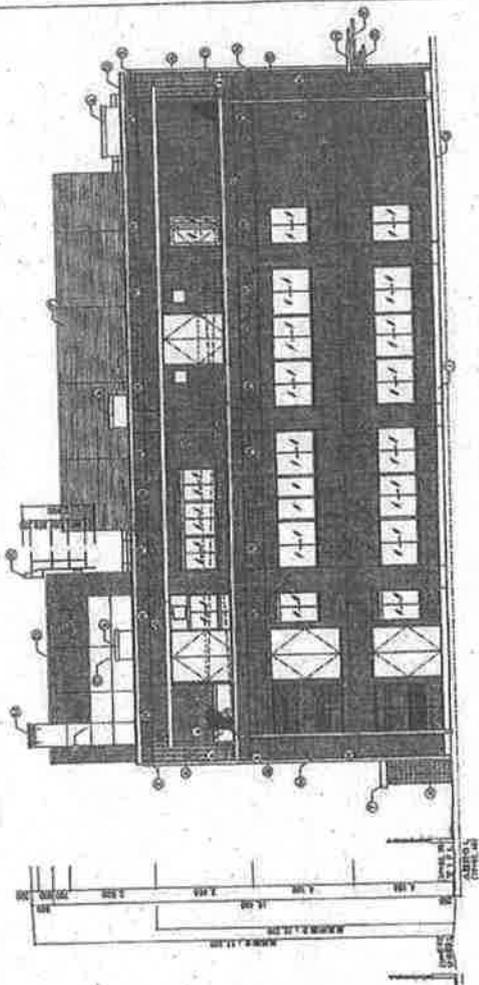
二樓平面圖 1/100

圖名 二樓平面圖 圖號 A-05 比例尺 1/100 繪圖日期 1979.11.15 繪圖地點 臺灣省高雄縣橋頭鄉	設計 建築師 結構師 電機師 水務師 機械師 衛生師 消防師 景觀師 其他	設計 建築師 結構師 電機師 水務師 機械師 衛生師 消防師 景觀師 其他	設計 建築師 結構師 電機師 水務師 機械師 衛生師 消防師 景觀師 其他	設計 建築師 結構師 電機師 水務師 機械師 衛生師 消防師 景觀師 其他	設計 建築師 結構師 電機師 水務師 機械師 衛生師 消防師 景觀師 其他
--	--	--	--	--	--

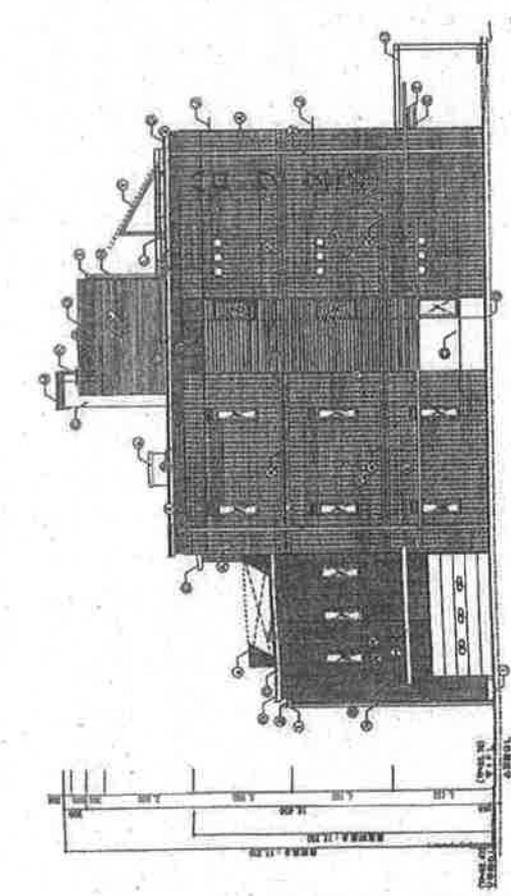




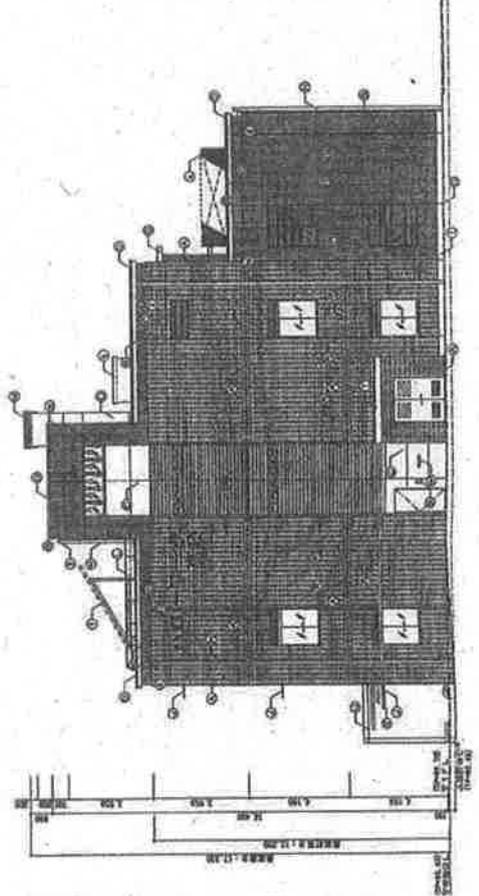
西側立面圖 1/100



北側立面圖 1/100



東側立面圖 1/100



南側立面圖 1/100

序	材料名稱	規格	單位	數量	備註
1	紅磚	240x115x53	m <sup>3</sup>	1500	標準紅磚
2	水泥	42.5	t	100	普通水泥
3	砂	中砂	m <sup>3</sup>	200	建築用砂
4	石灰	III	t	50	建築用石灰
5	鋼筋	Φ12	t	20	建築用鋼筋
6	鋼筋	Φ10	t	15	建築用鋼筋
7	鋼筋	Φ8	t	10	建築用鋼筋
8	鋼筋	Φ6	t	5	建築用鋼筋
9	鋼筋	Φ4	t	2	建築用鋼筋
10	鋼筋	Φ3	t	1	建築用鋼筋
11	鋼筋	Φ2	t	0.5	建築用鋼筋
12	鋼筋	Φ1.5	t	0.2	建築用鋼筋
13	鋼筋	Φ1	t	0.1	建築用鋼筋
14	鋼筋	Φ0.8	t	0.05	建築用鋼筋
15	鋼筋	Φ0.6	t	0.02	建築用鋼筋
16	鋼筋	Φ0.5	t	0.01	建築用鋼筋
17	鋼筋	Φ0.4	t	0.005	建築用鋼筋
18	鋼筋	Φ0.3	t	0.002	建築用鋼筋
19	鋼筋	Φ0.2	t	0.001	建築用鋼筋
20	鋼筋	Φ0.1	t	0.0005	建築用鋼筋

建築師事務所  
 地址：...  
 電話：...  
 日期：...  
 圖號：...

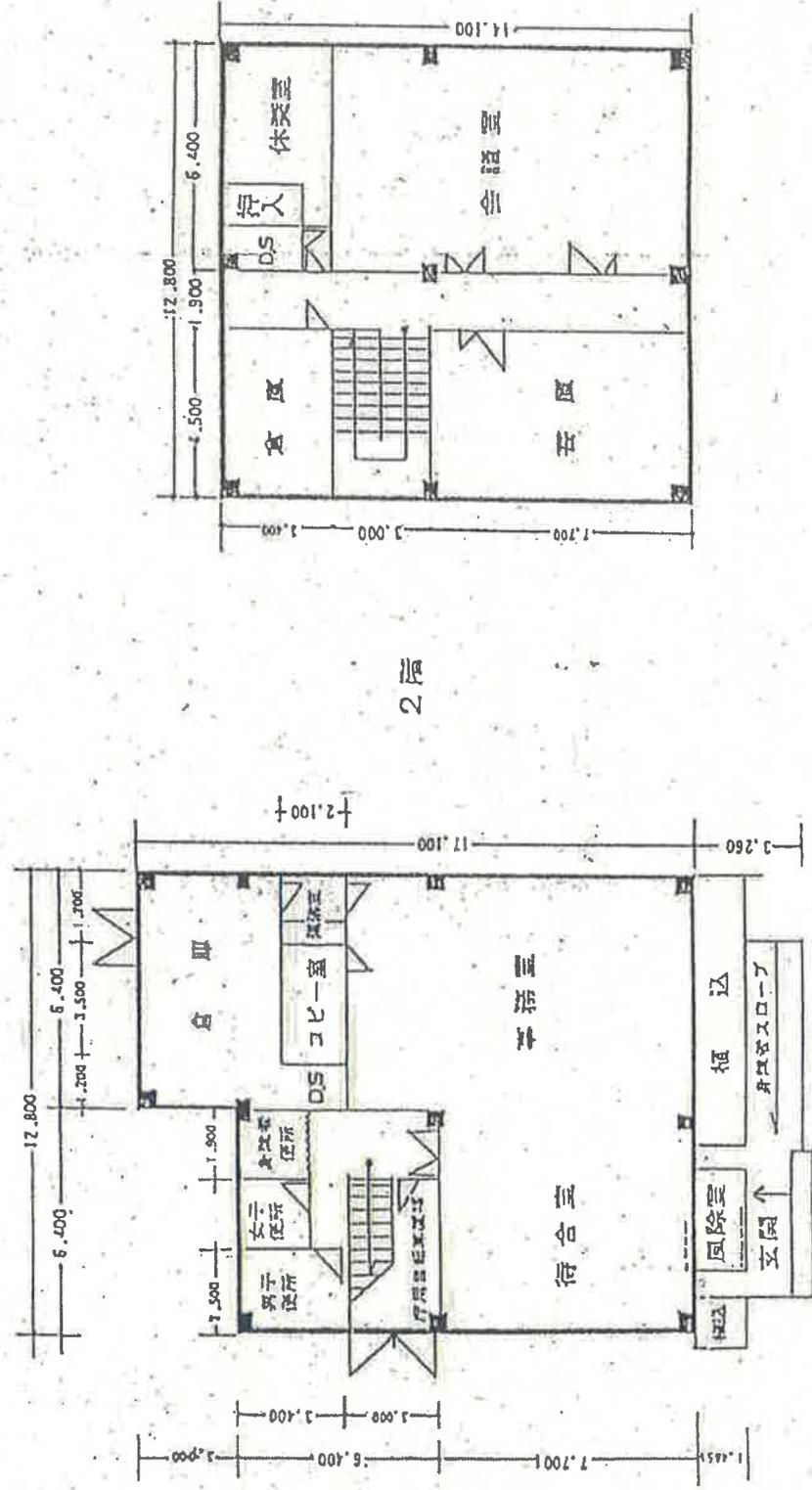
\*

安中安定所

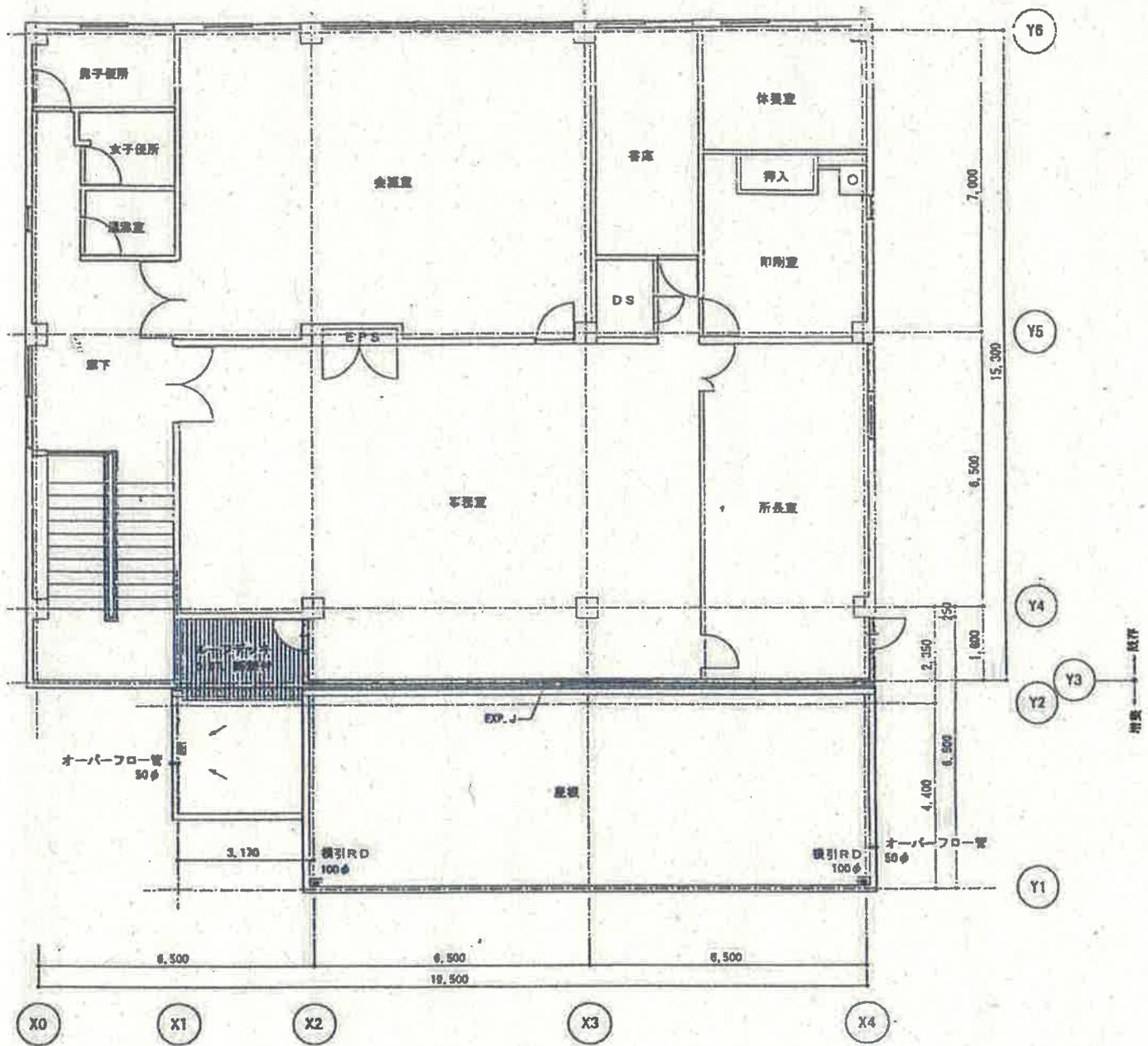
(9) 公共職業安定所庁舎平面図 (敷地境界を記し、敷地内の庁舎境界の位置状況、階層区分及び柱、床、扉間単位のみを記述を明記する) (9.3.10 現在)

庁舎平面図

4 N







2階平面図 1/100

相生所

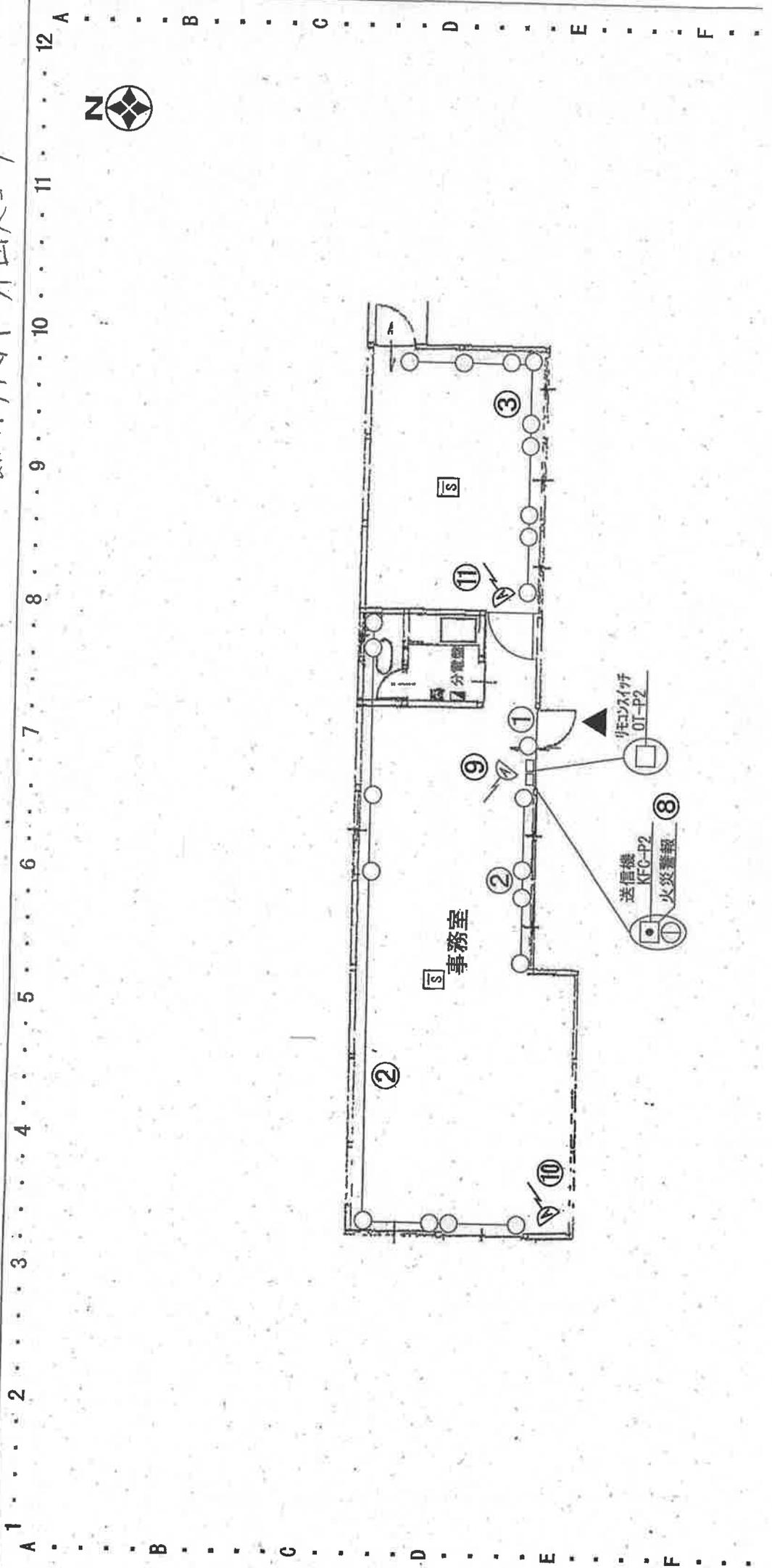




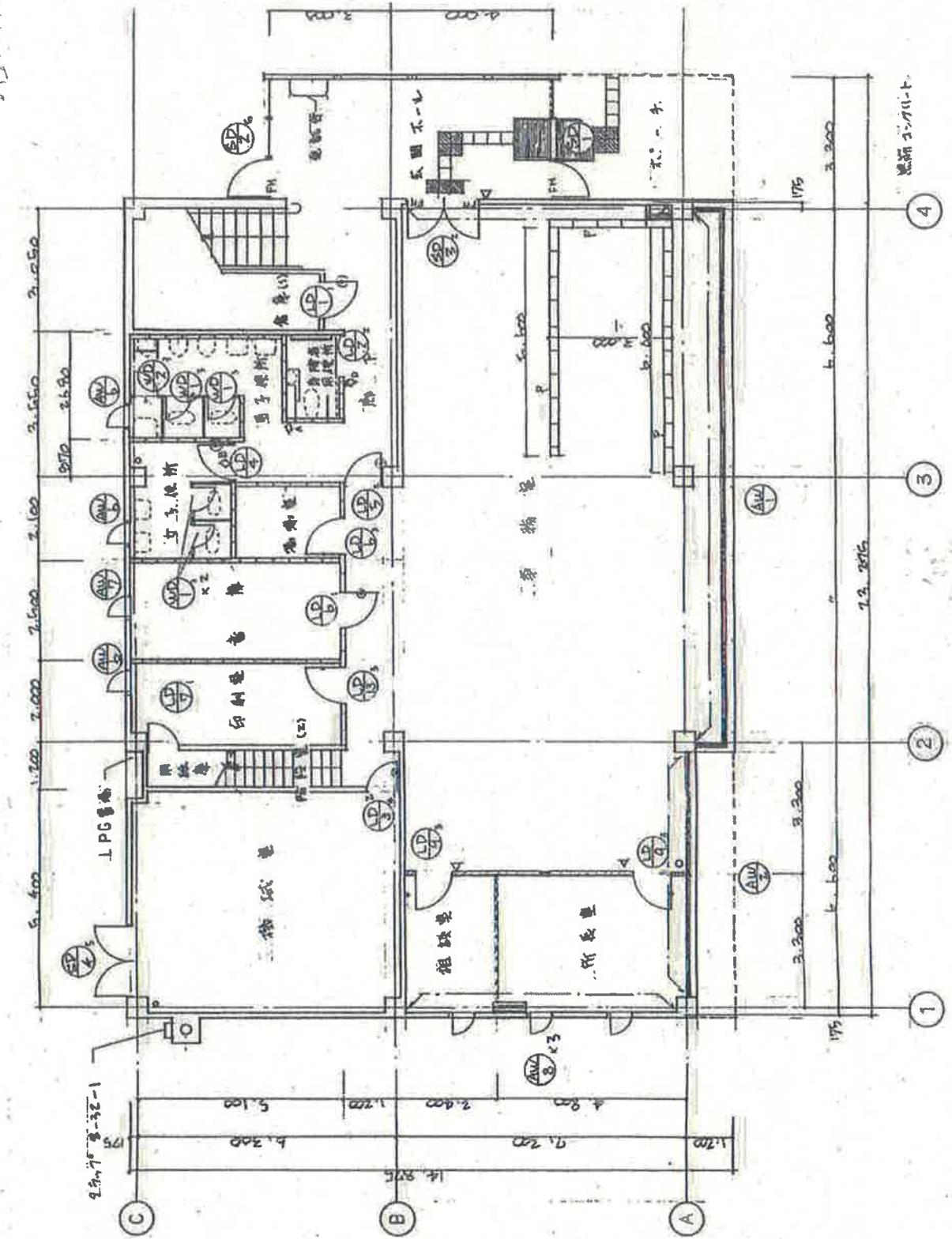




# 館林安楽所 外国人コーナー

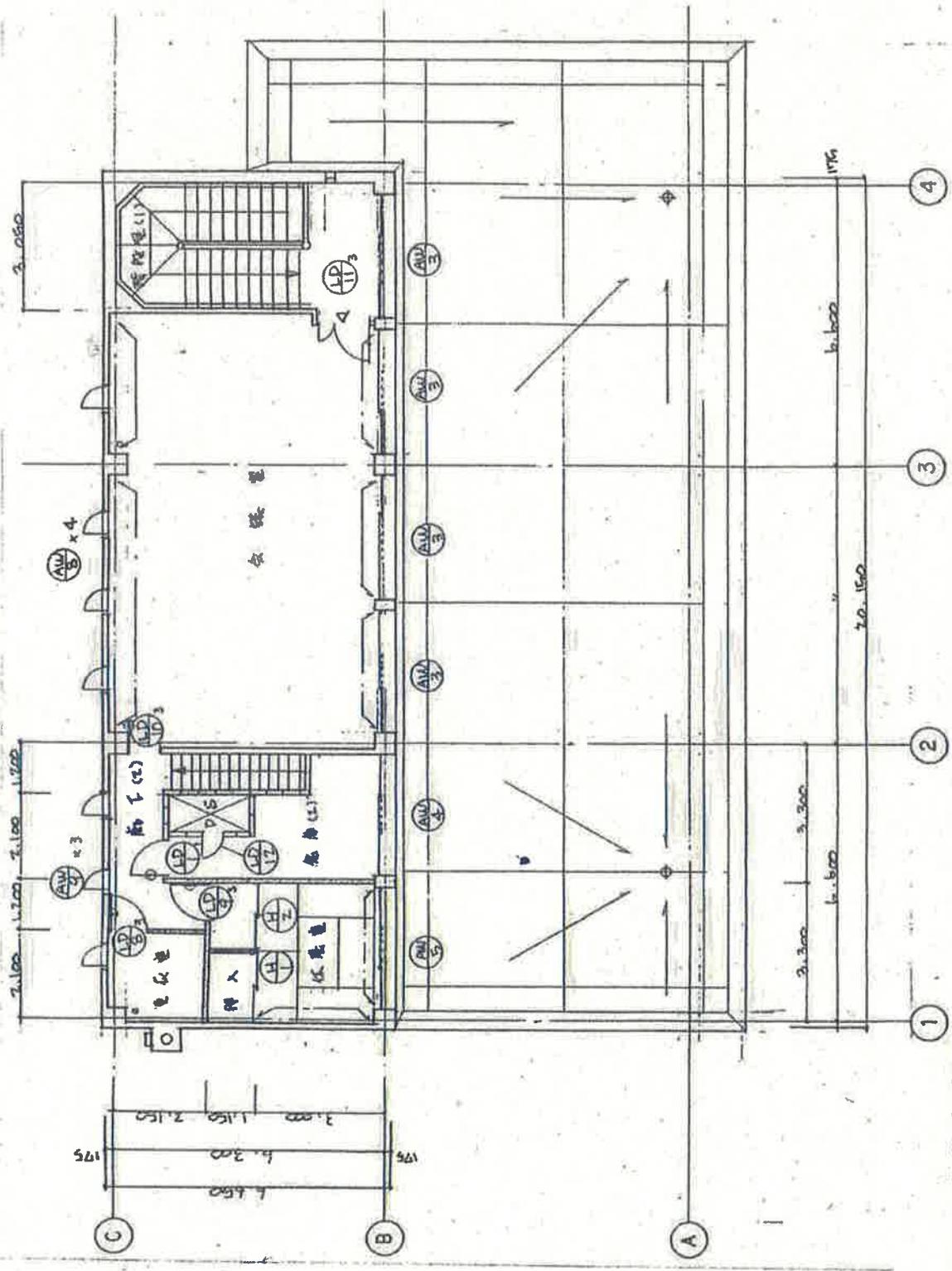


# 沼田所

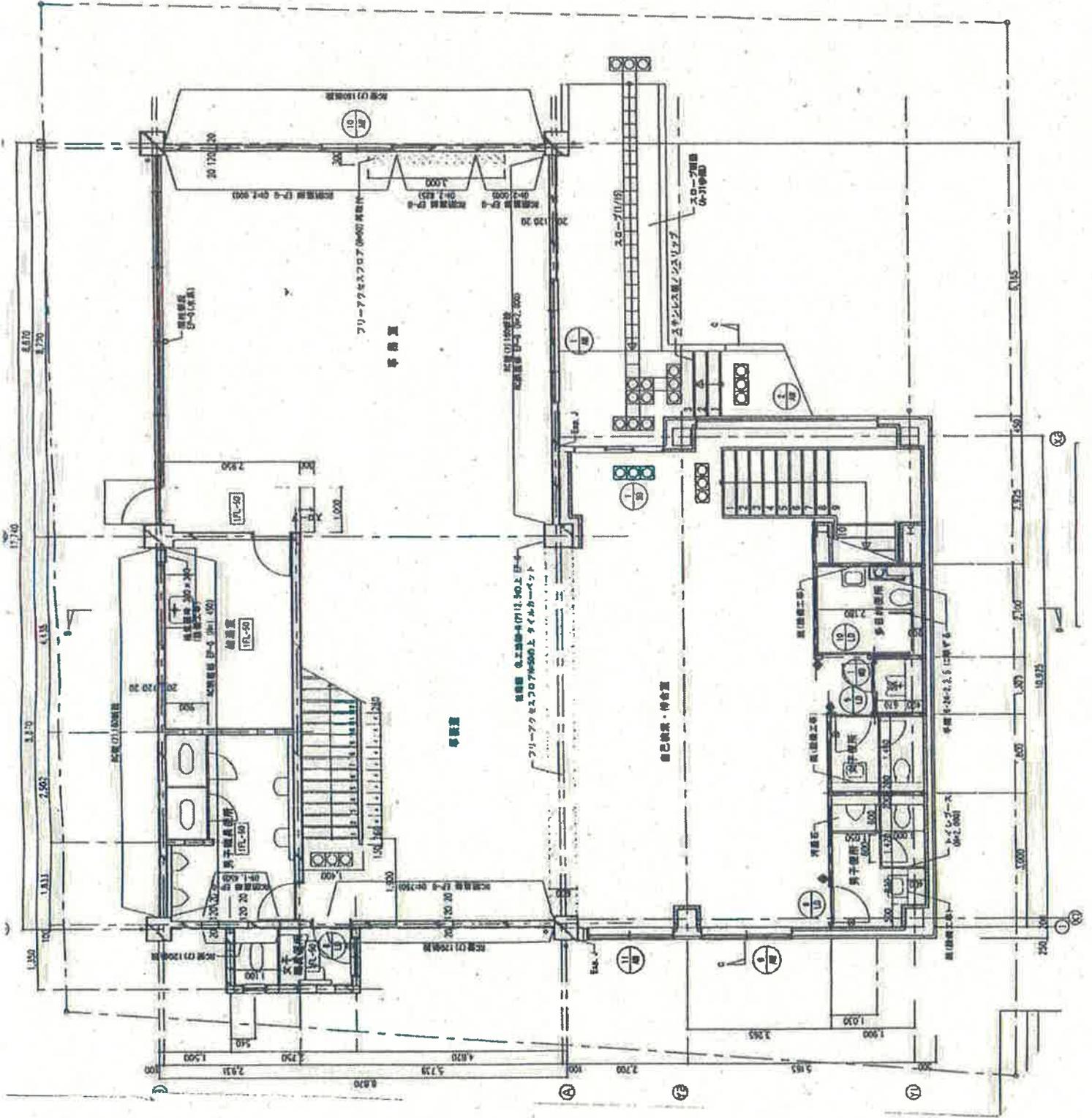


沼田公共職業安定所

二階平面図

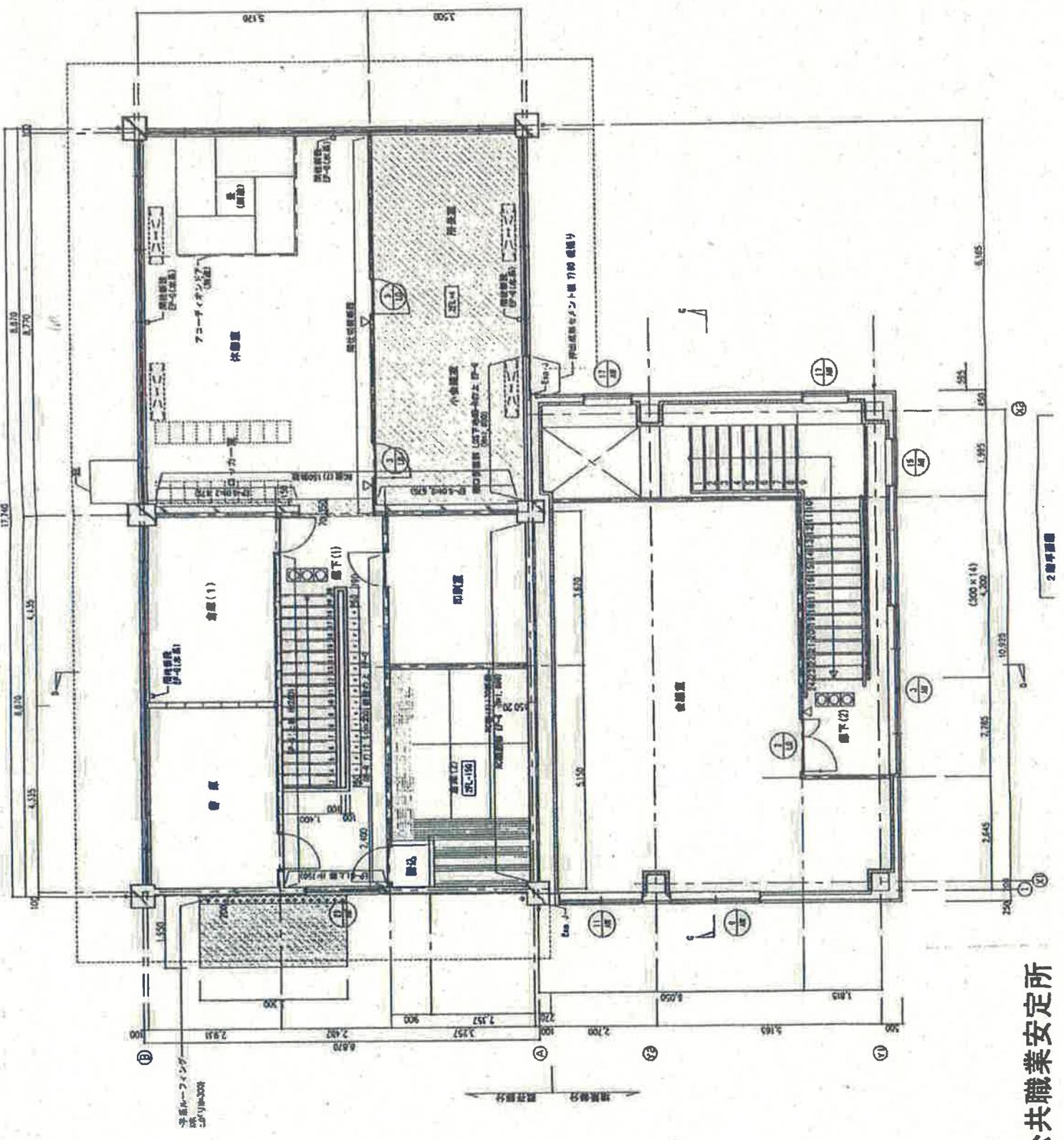


群馬富岡所  
1F



# 群馬富岡公共職業安定所

2階平面図



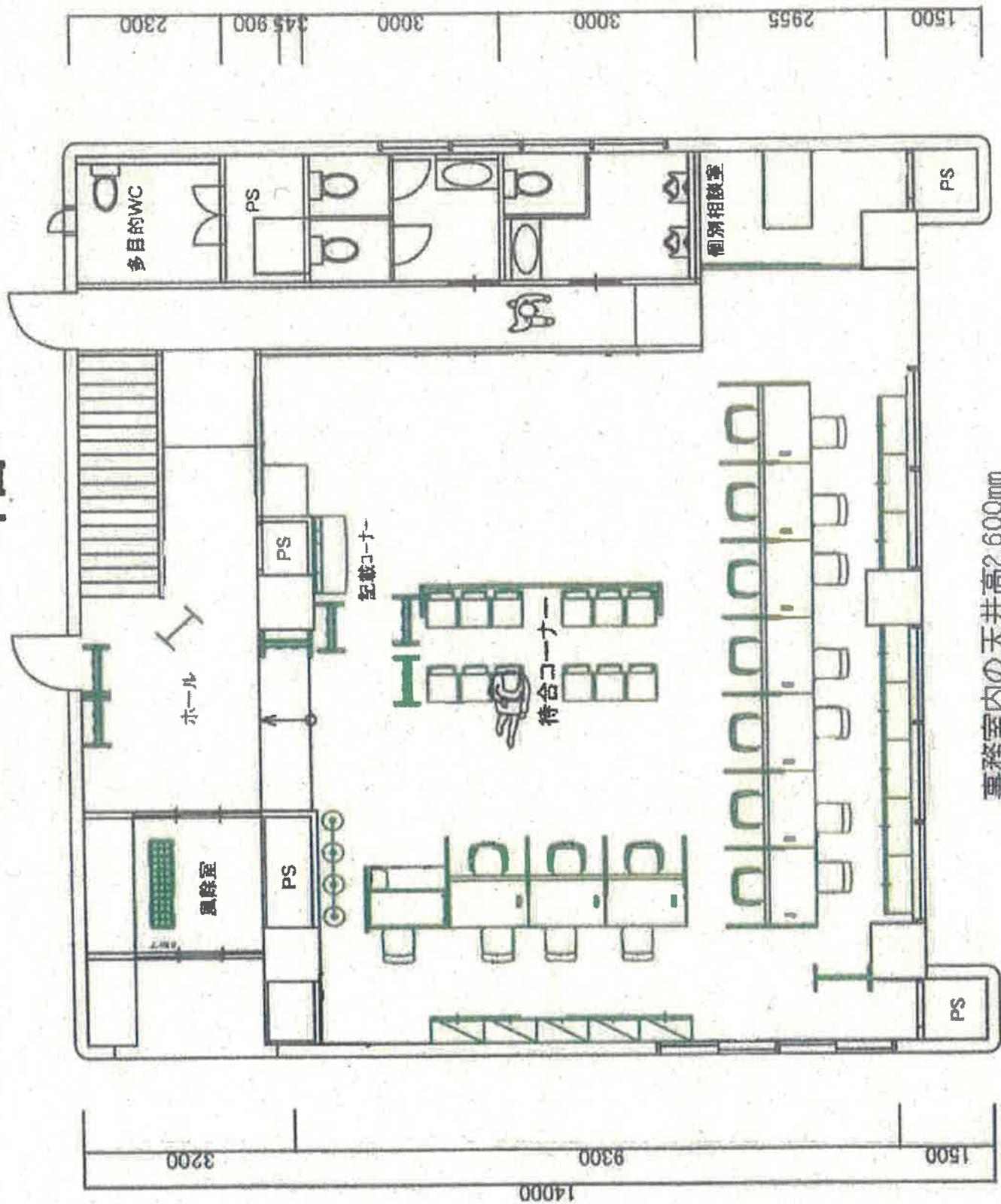
号数ルーフィング  
2F-114-300

柱間中心間隔

(300 x 14)  
4,200

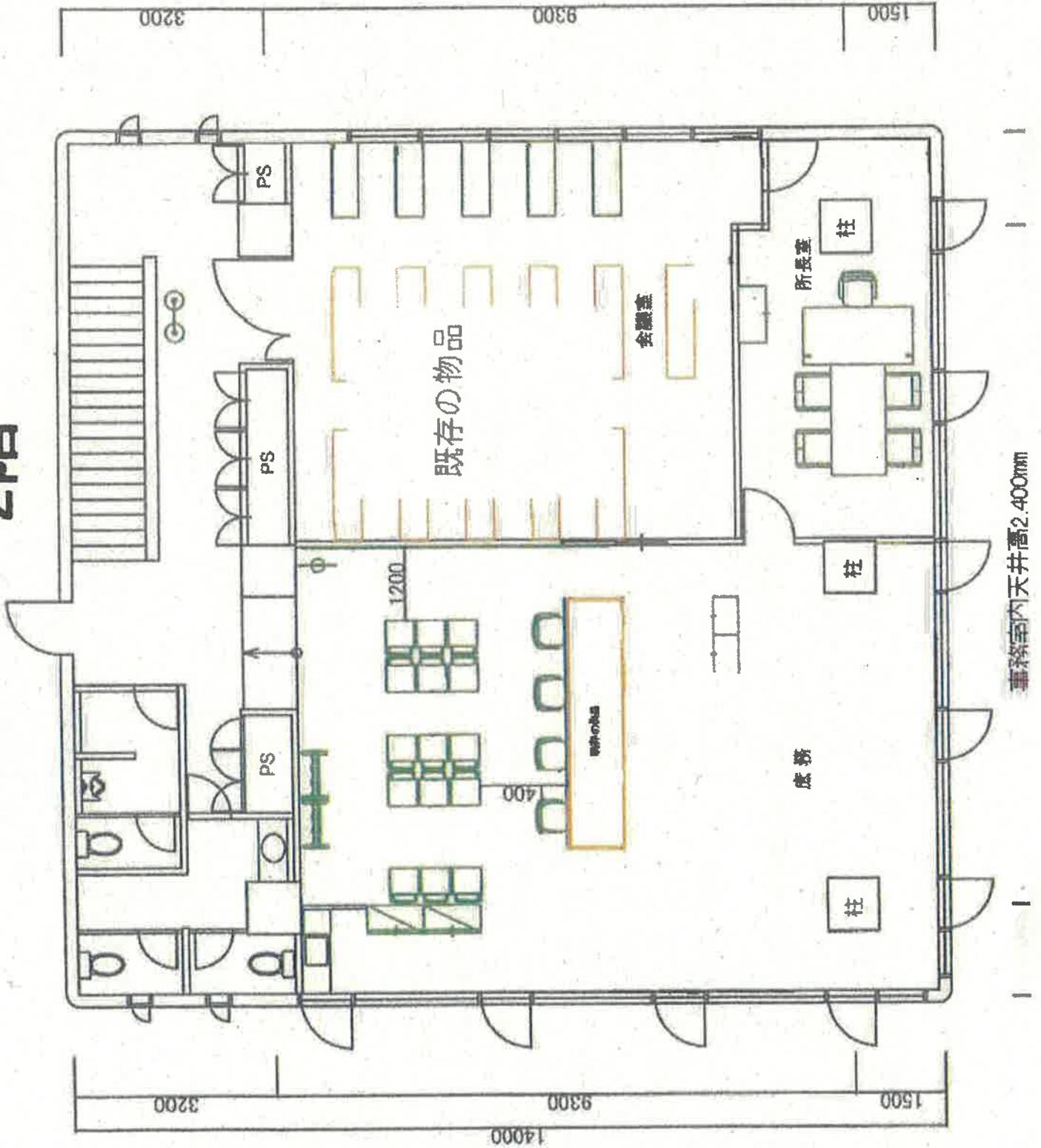
藤岡安定所 - F

1F



藤岡安定所 2F

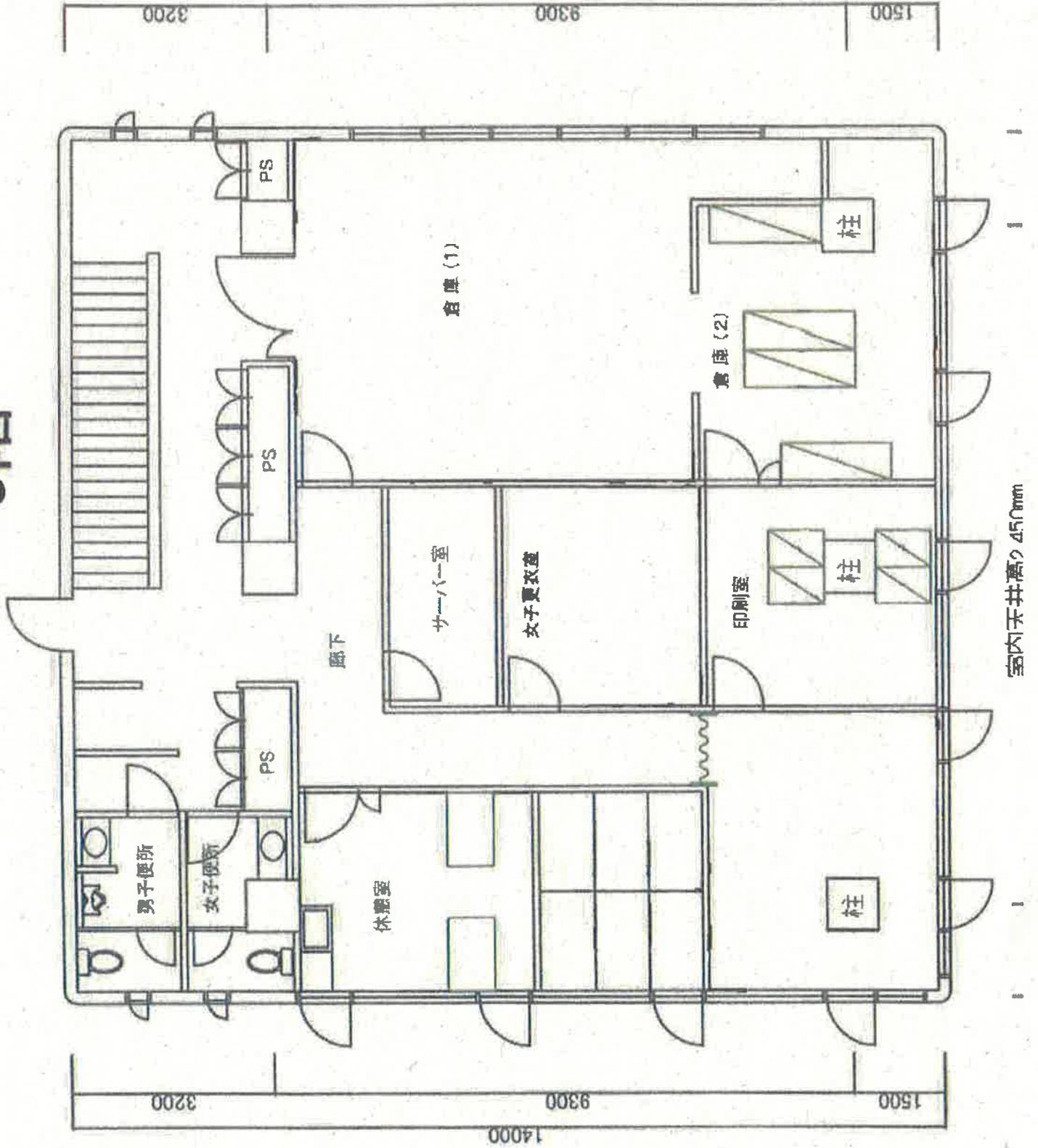
2階

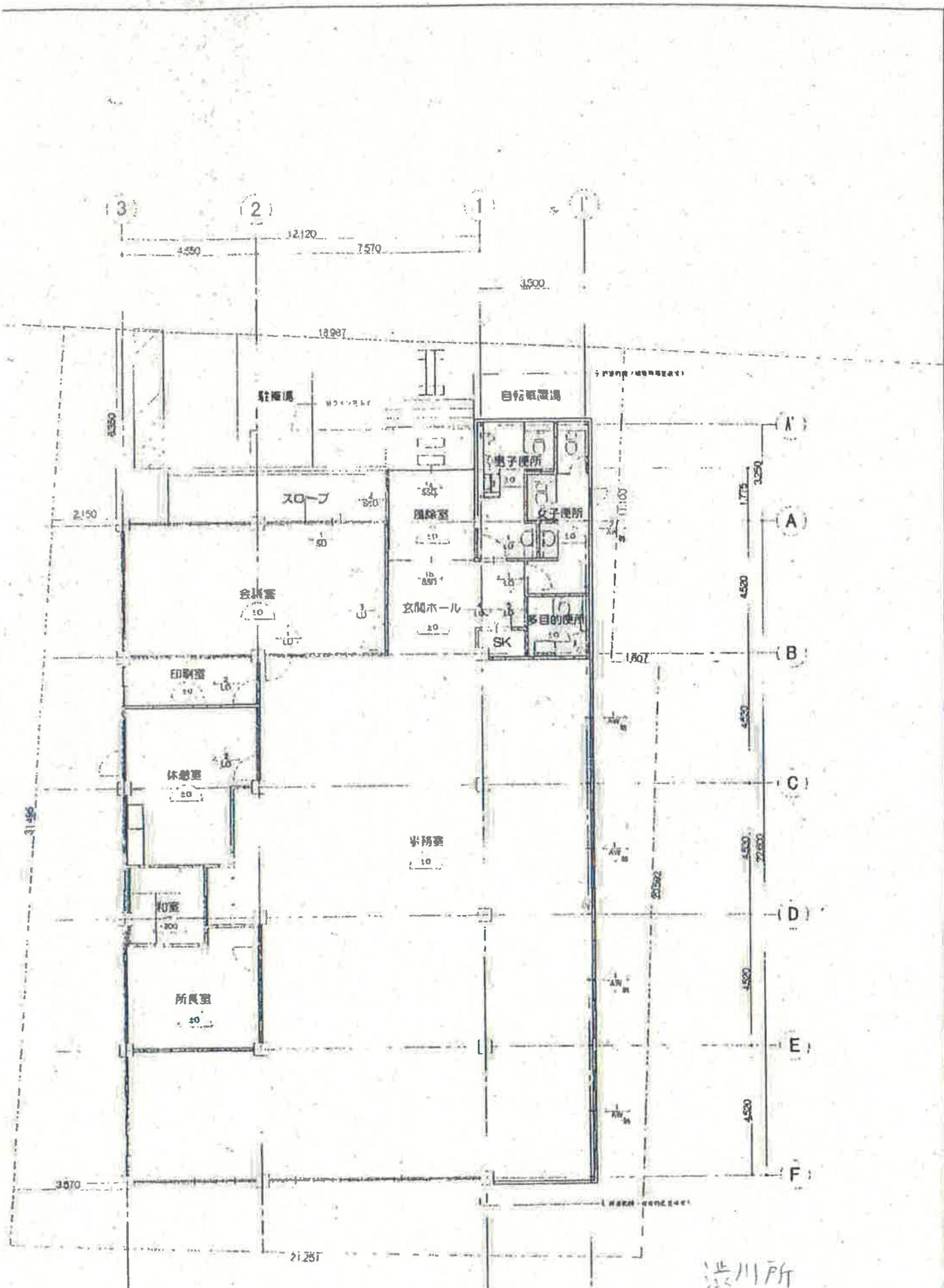


事務所内天井高2,400mm

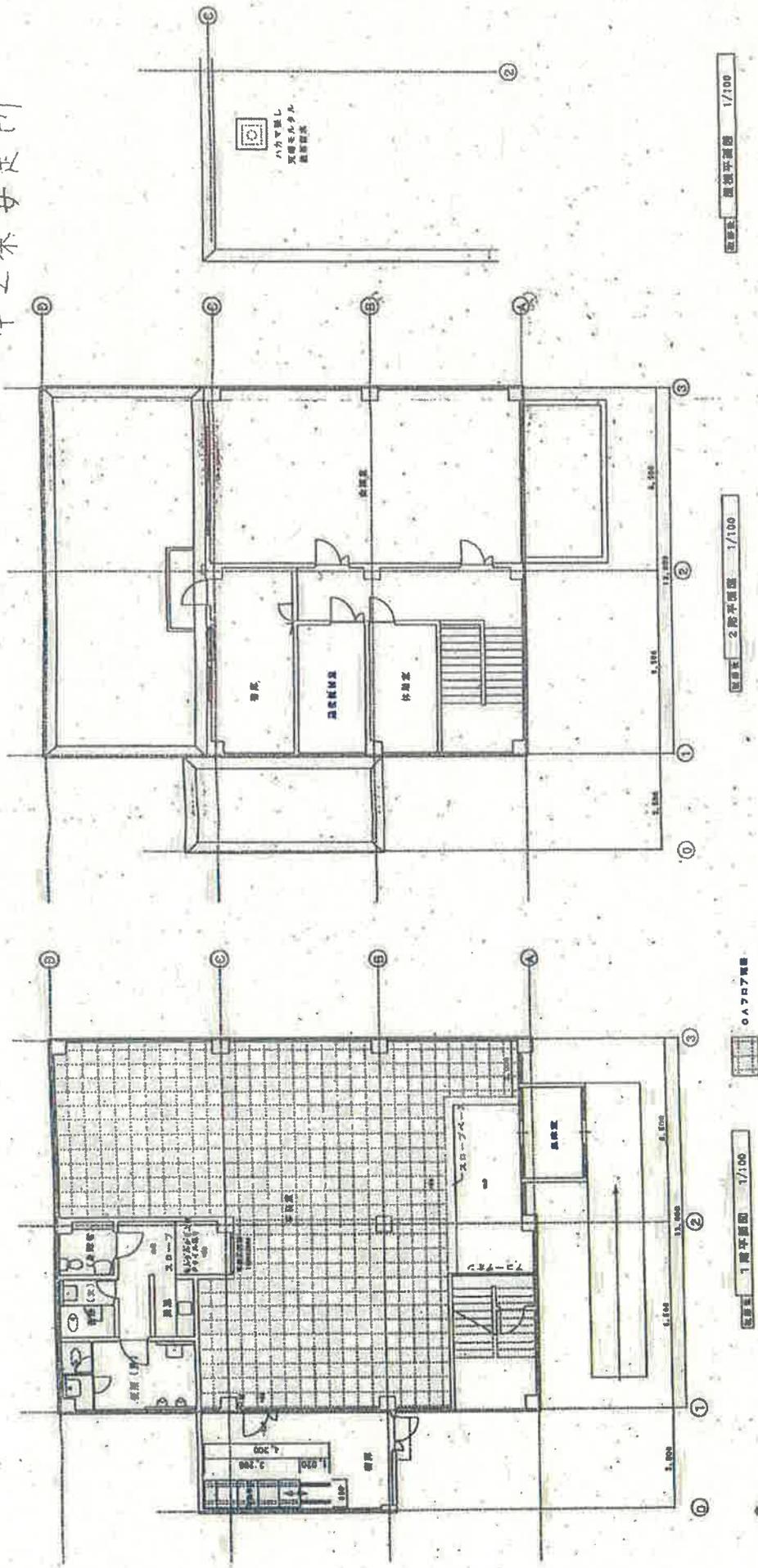
藤岡安定所 3F

印刷





中之条安定所



改修図

須永建築設計事務所 〒770-0041 徳島県美波町美波1-1-1 TEL. 0770-0041 FAX 0770-0041		建築士 須永 隆 建築士 須永 隆		図面番号 A-08	
工種 改修工事	縮尺 1/100	設計者 須永 隆	監理者 須永 隆	作成日 2007	図名 改修工事

## 契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 群馬労働局総務部長 小原 洋二 (以下、「甲」という。) と、 ○○  
○○○○○ ○○○○ ○○ ○○ (以下、「乙」という。) とは、次の条項により契約を締結  
する。

### (契約の趣旨)

第1条 群馬労働局管内15施設における機械警備保安業務委託について、甲と乙は本契約  
を締結し、甲にて作成した別添『仕様書』等並びに、乙で作成した『警備計画書』等 (以  
下、『仕様書等』という。) に基づき、信義に従って誠実に契約を履行するものとする。

### (契約金額)

第2条 契約金額は、○, ○○○, ○○○円 (うち消費税及び地方消費税○○○, ○○○円)  
とする。

2 契約金額の内訳は、別添『契約金額内訳書』のとおりとする。

3 警備業務用機械装置の設置及び撤去費用を含む、当該契約の完了に要するすべての費用  
は、特段の定めがない限り乙の負担とする。

### (契約保証金)

第3条 本契約に関する契約保証金は、免除とする。

### (契約内容)

第4条 契約内容は、仕様書等のとおりとし、契約履行期間 (警備業務実施期間)、契約履行  
場所及び検査場所は、次の各号のとおりとする。

- |               |                           |
|---------------|---------------------------|
| 一 契 約 期 間     | 令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。 |
| 二 契 約 履 行 場 所 | 別添『警備対象一覧』のとおりとする。        |
| 三 検 査 場 所     | 前号に同じ。                    |

### (権利義務の譲渡)

第5条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若  
しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資補用制度  
に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施工令 (昭和25年政  
令第350号) 第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律 (平成10年  
法律第105号) 第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法 (平成16年法律第  
154条) 第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りで  
はない。

2 乙は、前項のただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにそ  
の旨を書面により甲に届け出なければならない。

(再委託)

第6条 乙は、委託業務の全部を第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再受託者」という。）の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再受託者を約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第7条 乙は再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

第8条 乙は、再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙1の履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 乙は、別紙1の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、届出を要しない。

- 一 委託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合
- 二 事業参加者の住所の変更のみの場合
- 三 契約金額の変更のみの場合

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のために必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(契約内容の変更)

第9条 甲が契約履行場所のレイアウト変更等、事情の変化によって契約内容の変更をしようとする場合には、乙に通知を行い、甲乙協議の上これを改定するものとする。

2 前項に基づき警備業務用機械装置の移設、変更等の必要が生じた場合には、速やかに乙に通知するものとし、当該工事によって発生する費用は甲にて負担するものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することが

できる。

2 甲は、本契約に関して次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

なお、第三号から第五号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

一 第17条の規定により延期が認められた場合を除き、第4条第一号の期間内に、第13条第1項の検査に合格した役務の提供等の給付が行われないうとき。

二 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

三 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。

四 甲が行う検査監督に際し、乙又は乙の代理人、使用人等が検査担当職員の職務執行を妨げ、もしくは詐欺その他不正行為を行ったとき。

五 第28条（個人情報に関する機密保持）の規定に違反したとき。

3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

#### （警備業務用機械装置の保守）

第11条 乙が機械警備業務の実施のために設置する警備業務用機械装置は、乙の所有に属し、その種類、数量及び設置場所は仕様書等のおりとする。

2 甲は警備業務用機械装置に故障又は異常を発見したときは、直ちに乙に通知するものとする。

3 乙は警備業務用機械装置を常に円滑に運用できるように適宜点検を行うこととする。

4 警備業務用機械装置の補修又は交換に要する費用は、その原因が甲の責に帰すべき事由による場合は、甲が負担するものとする。

5 甲の責に帰さない事由により、乙の行う機械警備業務に支障が生じた場合は、乙の費用負担で補修、取り替え等の必要な措置を行うものとする。

#### （服務等）

第12条 乙は、業務を行うにあたっては甲の要請に基づき、常に善良な管理者の注意をもって行わなければならない。

2 乙は、乙の従事者の身元、規律の維持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負うものとする。

3 甲は、乙がこの契約を履行するうえで、乙の従事者が著しく不適當であると認められるときは、乙に対してその交替を求めることができる。

#### （検査）

第13条 乙は、1か月ごとの履行が完了したときは、その旨を書面（様式は任意）にて翌月5日までに甲に通知するものとする。甲は、1か月ごとの履行完了の通知を受けた日から起算して10日以内に検査を行うものとする。

- 2 甲が検査に要する人夫及び費用は、すべて乙において負担すること。
- 3 甲が乙になした履行内容の全部又は一部が契約に違反し、又は不当であることを発見したときは、甲は乙に対して、その是正又は改善を求めることができる。この場合に要する費用及びこれに伴う損害は乙が負担することとする。

#### (代金の支払い)

- 第14条 乙は、前条第1項の検査に合格したときは、代金の支払いを請求することができる。乙からの請求及び支払いは1か月ごととし、各月の金額の内訳は第2条第2項のとおりとする。
- 2 甲は、前項の規定による適法な請求書を受領した日から起算して30日（以下、「約定期間」という。）以内に代金を支払わなければならない。
  - 3 甲が約定期間内に支払いを完了しない場合は、期限到来の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を併せて支払わなければならない。ただし、遅延に至った事由が天災地変その他正当と認められる場合は、約定期間に参入しない。
  - 4 前項により計算した遅延利息が100円未満の場合には、これを支払うことを要さないものとし、当該計算額に100円未満の端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

#### (損害賠償)

- 第15条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、1事故につき10億円を限度として損害を賠償することとする。
- 2 乙は、この契約の履行に着手後、第10条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。
  - 3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた場合に限り、損害を賠償するものとする。

#### (検査の遅延)

- 第16条 甲がその責に帰すべき事由により、第13条第1項の期間内に検査をしない場合は、その期間を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、この遅延期間が約定期間を超える場合には、超える日数に応じ第14条第3項に規定する遅延利息を乙に支払わなければならない。

#### (契約履行の遅滞)

- 第17条 甲は、乙が第4条第1項第一号の期間内に当該役務の提供等を給付しない場合において、遅滞料を徴収して延期を許すことができる。遅滞料は、その期限の翌日から起算して、遅滞日数に応じ、その未納付分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

2 乙は、天災地変その他正当な事由により第4条第1項第一号の期間内に役務の提供等ができない場合は、期間内にその理由を記して甲に請求することができる。この場合において、甲はその請求を正当と認めたときはこれを許可し、前項の遅滞料を免除することができる。

(解除に係る違約金)

第18条 乙は、第10条第2項第一号から第五号の規定により本契約が解除となった場合は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。

2 甲は、前項の違約金の徴収にあたり、その理由が天災地変その他正当事由に基づくものと認められたときは、これを免除することができる。

(談合等の不正行為に係る解除)

第19条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第20条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

- 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
  - 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第21条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第22条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第23条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

- 四 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第24条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第25条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第26条 甲は、第10条第2項、同条第3項、第22条、第23条、第25条第2項、第29条第2項及び第31条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第10条第2項、同条第3項、第22条、第23条、第25条第2項、第29条第2項及び第31条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第27条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(個人情報に関する機密保持)

第28条 乙は、この契約による業務を遂行するにあたり、業務中遂行に知り得た個人情報等、第三者が知り得ない情報について、委託契約期間中及び委託契約期間終了後において

も個人情報保護に関する法令等を遵守し、第三者に当該情報の開示又は漏洩してはならない。なお、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合には、速やかに甲に通知するとともに、乙の責任において対処しなければならない。

(役務の提供等の給付が契約の内容に適合しない場合の措置)

第29条 甲は、第13条に規定する検査に合格した役務の提供等の給付がなされた後において、当該役務の提供等の給付が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第二号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第一号の履行を催告することを要しないものとする。

一 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、履行の追完を行うこと。

二 直ちに代金の減額を行うこと。

2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第30条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第31条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

二 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

三 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第32条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(紛争等の解決方法)

第33条 本契約に定めのない事項について、紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、これを解決するものとする。

- 2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については前橋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第34条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第10条第2項、第14条第3項、第15条、第20条、第21条、第24条、第26条、第28条、第29条、第32条、第33条及び本条はなお有効に存続するものとする。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 群馬県前橋市大手町2-3-1  
支出負担行為担当官  
群馬労働局総務部長 小原 洋二

乙

(様式1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
群馬労働局総務部長 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者又は代理人の氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

(様式2)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
群馬労働局総務部長 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者又は代理人の氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

(様式3)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
群馬労働局総務部長 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者又は代理人の氏名

### 履行体制図変更届出書

契約書第〇〇条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

#### 記

1. 契約件名（契約締結時の日付も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

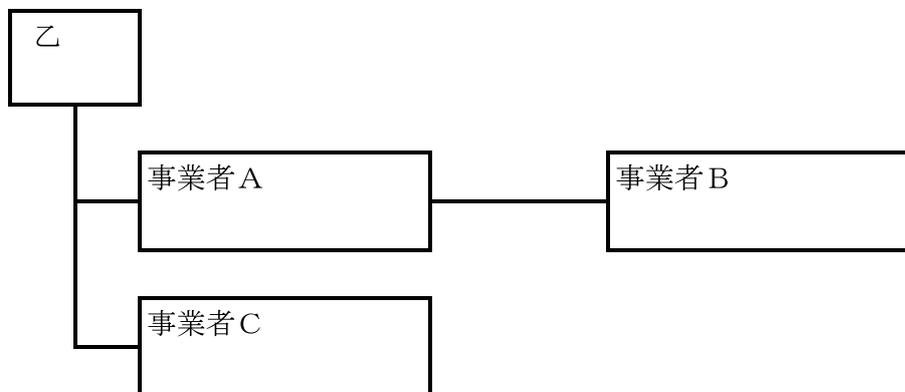
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇区・・・	円	
B			



# 契約金額内訳書

施設名	年間警備料 ※ 消費税含む
前橋労働基準監督署伊勢崎分庁舎	
太田労働基準監督署	
沼田労働基準監督署	
藤岡労働基準監督署	
中之条労働基準監督署	
高崎公共職業安定所	
高崎公共職業安定所安中出張所	
桐生公共職業安定所	
太田公共職業安定所	
館林公共職業安定所	
旧沼田公共職業安定所	
富岡公共職業安定所	
藤岡公共職業安定所	
渋川公共職業安定所	
渋川公共職業安定所中之条出張所	
合計(消費税込み)	0円

各月の請求区分は、別添『庁舎警備における各月の請求区分』のとおりとする。

## 庁舎警備における各月の請求区分

※ 消費税含む

請求対象月	労働基準監督署分	公共職業安定所分
令和7年 4 月分		
令和7年 5 月分		
令和7年 6 月分		
令和7年 7 月分		
令和7年 8 月分		
令和7年 9 月分		
令和7年 10 月分		
令和7年 11 月分		
令和7年 12 月分		
令和8年 1 月分		
令和8年 2 月分		
令和8年 3 月分		
合計(消費税込み)	0円	

※ 請求書については、1か月ごとに労働基準監督署分及び公共職業安定所分の2通を作成し、各施設の月額が確認できる内訳を明記すること。